

地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 1 章 一般的事項</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 通則</p> <p>4 課税権の承継</p> <p>市町村の廃置分合又は境界変更があった場合においては、承継市町村又は新市町村がその区域によって消滅市町村又は旧市町村に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利（以下「徴収金に係る権利」という。）を承継するものであること。</p> <p>（法 8 の 2 ・ 8 の 3）</p> <p>この場合において、次の諸点に留意すること。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 前号の場合において、消滅市町村又は旧市町村がした賦課徴収その他の手続は承継市町村又は新市町村がした賦課徴収その他の手続と、消滅市町村又は旧市町村に対してした申告、<u>審査請求</u>その他の手続は承継市町村又は新市町村に対してした申告、<u>審査請求</u>その他の手続とみなされるものとされているので、承継市町村又は新市町村は消滅市町村又は旧市町村の地方団体の徴収金で消滅市町村又は旧市町村に収入されていないものを徴収することができるとともに、既に消滅市町村又は旧市町村に収入された地方団体の徴収金で過納又は誤納に係るものについては、承継市町村又は新市町村がこれを還付することとなるものであることに留意すること。（法 8 の 2 ①後段・④）</p> <p>（3）～（5） 略</p> <p style="text-align: center;">第 7 節 地方税の優先権等</p> <p>2 7 質権及び抵当権の優先</p> <p>納税者又は特別徴収義務者がその財産上に質権又は抵当権を設定している場合に</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 一般的事項</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 通則</p> <p>4 課税権の承継</p> <p>市町村の廃置分合又は境界変更があった場合においては、承継市町村又は新市町村がその区域によって消滅市町村又は旧市町村に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利（以下「徴収金に係る権利」という。）を承継するものであること。</p> <p>（法 8 の 2 ・ 8 の 3）</p> <p>この場合において、次の諸点に留意すること。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 前号の場合において、消滅市町村又は旧市町村がした賦課徴収その他の手続は承継市町村又は新市町村がした賦課徴収その他の手続と、消滅市町村又は旧市町村に対してした申告、<u>不服申立て</u>その他の手続は承継市町村又は新市町村に対してした申告、<u>不服申立て</u>その他の手続とみなされるものとされているので、承継市町村又は新市町村は消滅市町村又は旧市町村の地方団体の徴収金で消滅市町村又は旧市町村に収入されていないものを徴収することができるとともに、既に消滅市町村又は旧市町村に収入された地方団体の徴収金で過納又は誤納に係るものについては、承継市町村又は新市町村がこれを還付することとなるものであることに留意すること。（法 8 の 2 ①後段・④）</p> <p>（3）～（5） 略</p> <p style="text-align: center;">第 7 節 地方税の優先権等</p> <p>2 7 質権及び抵当権の優先</p> <p>納税者又は特別徴収義務者がその財産上に質権又は抵当権を設定している場合に</p>

において、その質権又は抵当権が地方団体の徴収金の法定納期限等以前に設定されているものであるときは、その地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その質権又は抵当権により担保される債権に次いで徴収するものであること。

この場合において、法定納期限等とは、納税者又は特別徴収義務者の財産上に質権又は抵当権を設定しようとする第三者がその地方団体の徴収金の存在を認識することができる時期を定めたものであって、原則として法定納期限（第4節13参照）をいうものであるが、期限後申告、更正及び決定等に係る地方団体の徴収金又は国税の所得税及び法人税の課税に基づいて課税される住民税_____及び事業税に係る地方団体の徴収金については、次のような特例が規定されていることに留意すること。（法14の9①・②・14の10）

(1) 略

(2) 国税の所得税又は法人税の課税に基づいて課税される住民税_____及び事業税については、所得税又は法人税の存在が明らかになる日において同時に明らかとなるから、その住民税及び事業税については、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第15条第1項に定められている所得税又は法人税の法定納期限等

第9節 納税の猶予に伴う担保等

4.2 保全差押

地方団体の徴収金につき、納付又は納入の義務があると認められる者が、不正に地方団体の徴収金を免れ、又は地方団体の徴収金の還付を受けたことの嫌疑に基づき、法第1章第16節（犯則事件の調査及び処分）の規定による差押若しくは領置又は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額の確定後においてはその地方団体の徴収金の徴収を確保することができないと認められるときは、地方団体の長は、その調査等に係る地方団体の徴収金の確定

において、その質権又は抵当権が地方団体の徴収金の法定納期限等以前に設定されているものであるときは、その地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その質権又は抵当権により担保される債権に次いで徴収するものであること。

この場合において、法定納期限等とは、納税者又は特別徴収義務者の財産上に質権又は抵当権を設定しようとする第三者がその地方団体の徴収金の存在を認識することができる時期を定めたものであって、原則として法定納期限（第4節13参照）をいうものであるが、期限後申告、更正及び決定等に係る地方団体の徴収金又は国税の所得税及び法人税の課税に基づいて課税される住民税（当該法人税に係る個別帰属法人税額を課税標準として課する住民税を含む。）及び事業税に係る地方団体の徴収金については、次のような特例が規定されていることに留意すること。（法14の9①・②・14の10）

(1) 略

(2) 国税の所得税又は法人税の課税に基づいて課税される住民税（当該法人税に係る個別帰属法人税額を課税標準として課する住民税を含む。）及び事業税については、所得税又は法人税の存在が明らかになる日において同時に明らかとなるから、その住民税及び事業税については、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第15条第1項に定められている所得税又は法人税の法定納期限等

第9節 納税の猶予に伴う担保等

4.2 保全差押

地方団体の徴収金につき、納付又は納入の義務があると認められる者が、不正に地方団体の徴収金を免れ、又は地方団体の徴収金の還付を受けたことの嫌疑に基づき、法第1章第16節（犯則事件の調査及び処分）の規定による差押若しくは領置又は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額の確定後においてはその地方団体の徴収金の徴収を確保することができないと認められるときは、地方団体の長は、その調査等に係る地方団体の徴収金の確定

前においてその税額を仮に決定し、徴税吏員は、その金額（以下この項において「保全差押金額」という。）を限度として、その者の財産を直ちに差し押さえることができるものであること。この場合において、保全差押金額に相当する金銭又は担保の提供があったときには、その差押ができず、既に差し押さえている場合は、その差押を解除することとし、また保全差押金額の決定の通知後6か月を経過した日までに、その差押に係る地方団体の徴収金又はその保全差押金額について提供されている担保に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額が確定しないときは、その差押又はその担保を解除しなければならないものであること。

また、その差押後地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務がないこととなった場合には、地方団体は、その差押により損害を受けた者に対して、無過失の場合においても、その損害を賠償しなければならないものであるから、運営に当たっては、慎重を期すること。

なお、所得税、法人税又は消費税について国税通則法（昭和37年法律第66号）第38条第3項の規定による差押がなされた場合において、その所得税の課税標準を基準として課する個人住民税、その法人税の課税に基づいて課する法人住民税、その所得税若しくは法人税の課税標準を基準として課する事業税又はその消費税の課税に基づいて課する地方消費税について、その納付義務の確定後においてはその徴収を確保することができないと認められるときには、保全差押についての規定が準用されるものであること。（法16の4、令6の12）

第11節 更正、決定等の期間制限及び消滅時効

46 更正、決定等の期間制限

租税債権を確定させる処分をすることができる地方団体の権利は、地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利と性質が異なるので両者を明確に区別するとともに、租税債権は、納税者、地方団体の双方にとってできる限り速やかに確定することが望ましいので、租税債権を確定させる処分をすることができる期間を制

前においてその税額を仮に決定し、徴税吏員は、その金額（以下この項において「保全差押金額」という。）を限度として、その者の財産を直ちに差し押さえることができるものであること。この場合において、保全差押金額に相当する金銭又は担保の提供があったときには、その差押ができず、既に差し押さえている場合は、その差押を解除することとし、また保全差押金額の決定の通知後6か月を経過した日までに、その差押に係る地方団体の徴収金又はその保全差押金額について提供されている担保に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額が確定しないときは、その差押又はその担保を解除しなければならないものであること。

また、その差押後地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務がないこととなった場合には、地方団体は、その差押により損害を受けた者に対して、無過失の場合においても、その損害を賠償しなければならないものであるから、運営に当たっては、慎重を期すること。

なお、所得税、法人税又は消費税について国税通則法（昭和37年法律第66号）第38条第3項の規定による差押がなされた場合において、その所得税の課税標準を基準として課する個人住民税、その法人税の課税に基づいて課する法人住民税（当該法人税に係る個別帰属法人税額を課税標準として課する住民税を含む。）、その所得税若しくは法人税の課税標準を基準として課する事業税又はその消費税の課税に基づいて課する地方消費税について、その納付義務の確定後においてはその徴収を確保することができないと認められるときには、保全差押についての規定が準用されるものであること。（法16の4、令6の12）

第11節 更正、決定等の期間制限及び消滅時効

46 更正、決定等の期間制限

租税債権を確定させる処分をすることができる地方団体の権利は、地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利と性質が異なるので両者を明確に区別するとともに、租税債権は、納税者、地方団体の双方にとってできる限り速やかに確定することが望ましいので、租税債権を確定させる処分をすることができる期間を制

限したものであること。(法17の5・17の6、令6の16)

(1)～(6) 略

(7) (1)から(6)までによる期間制限によることとしたのではかえって課税の公平を欠くこととなる次のような特殊な場合における更正、決定等は、(1)から(6)までに規定した更正、決定等を行うことができる期間経過後においても、次に定める日までは行うことができるものであること。

ア 更正、決定若しくは賦課決定に係る審査請求又は訴えについての_____裁判又は判決によって原処分に異動を生じたことによってその裁判等を受けた者(当該_____を受けた者が分割等に係る分割法人等である場合には当該分割等に係る分割承継法人等を含むものとし、当該_____を受けた者が分割等に係る分割承継法人である場合には当該分割等に係る分割法人等を含むものとし、当該を受けた者が通算法人である場合には_____

_____の通算法人を含むものとする。)に対して行われる更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定 その裁判等があった日の翌日から起算して6か月間

イ～エ 略

(8) 略

第12節 不服審査及び訴訟

48 不服審査

(1) 地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する処分についての審査請求については、法に特別の定めがあるもののほかは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところによるものであること。(法19)

(2) 略

49 訴訟

(1) 略

(2) 地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する処分についての訴訟について

限したものであること。(法17の5・17の6、令6の16)

(1)～(6) 略

(7) (1)から(6)までによる期間制限によることとしたのではかえって課税の公平を欠くこととなる次のような特殊な場合における更正、決定等は、(1)から(6)までに規定した更正、決定等を行うことができる期間経過後においても、次に定める日までは行うことができるものであること。

ア 更正、決定若しくは賦課決定に係る不服申立て又は訴えについての決定、裁判又は判決によって原処分に異動を生じたことによってその決定等を受けた者(当該決定等を受けた者が分割等に係る分割法人等である場合には当該分割等に係る分割承継法人等を含むものとし、当該決定等を受けた者が分割等に係る分割承継法人である場合には当該分割等に係る分割法人等を含むものとし、当該を受けた者が連結親法人である場合には当該連結親法人に係る連結子法人を含むものとし、当該を受けた者が連結子法人である場合には当該連結子法人に係る他の連結法人を含むものとする。)に対して行われる更正、決定若しくは賦課

決定又は加算金の決定 その裁判等があった日の翌日から起算して6か月間

イ～エ 略

(8) 略

第12節 不服審査及び訴訟

48 不服審査

(1) 地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する処分についての不服申立てについては、法に特別の定めがあるもののほかは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の定めるところによるものであること。(法19)

(2) 略

49 訴訟

(1) 略

(2) 地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する処分についての訴訟について

は、その対象となる処分が大量的であり、かつ、専門的、技術的な内容をもつものが多いこと等にかんがみ、直接裁判所の判断に委ねるよりも行政庁により審査させる方が適当であるので、出訴につき審査請求前置とされているものであること。（法19の12）

第13節 雑則

5.4 災害等による期限の延長

災害その他やむを得ない理由により、期限内に書類の提出又は納付若しくは納入をすることができないと認められるときには、法第20条の5の2第2項の規定の適用がある場合を除き、条例で定めるところによって、地方団体の長は、これらの期限を延長することができるものであること。この場合において、条例には、地方団体の長が職権によって又は申請に基づいてこれらの期限を延長することができる旨を規定することが適当であること。

なお、審査請求に関する書類の提出期限については行政不服審査法に規定されているので法第20条の5の2第1項の規定の適用はないものであること。（法20の5の2①）

第2章 道府県民税

第2節 個人の道府県民税

第4 課税標準及び税率

9 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第1項後段及び第3項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4②）

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成11年1月1日から令和5年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産（以下この項に

は、その対象となる処分が大量的であり、かつ、専門的、技術的な内容をもつものが多いこと等にかんがみ、直接裁判所の判断に委ねるよりも行政庁により審査させる方が適当であるので、出訴につき不服申立て前置とされているものであること。（法19の12）

第13節 雑則

5.4 災害等による期限の延長

災害その他やむを得ない理由により、期限内に書類の提出又は納付若しくは納入をすることができないと認められるときには、法第20条の5の2第2項の規定の適用がある場合を除き、条例で定めるところによって、地方団体の長は、これらの期限を延長することができるものであること。この場合において、条例には、地方団体の長が職権によって又は申請に基づいてこれらの期限を延長することができる旨を規定することが適当であること。

なお、不服申立てに関する書類の提出期限については行政不服審査法に規定されているので法第20条の5の2第1項の規定の適用はないものであること。（法20の5の2①）

第2章 道府県民税

第2節 個人の道府県民税

第4 課税標準及び税率

9 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第1項後段及び第3項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4②）

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成11年1月1日から令和3年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産（以下この項に

において「譲渡資産」という。)の譲渡(親族等に対するものを除く。)をした場合において、一定の期間内に買換資産(買換え等により取得した一定の居住用財産をいう。)の取得をして、翌年12月31日までの間に当該個人の居住の用に供したときにおける当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の道府県民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであること。(法附則4①I)

(2)及び(3) 略

9の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第1項後段及び第3項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。(法附則4の2②)

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 特定居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成16年1月1日から令和5年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産(以下この項において「譲渡資産」という。)の譲渡(親族等に対するものを除く。)をした場合(一定の日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の残高を有する場合に限る。)における当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の道府県民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであるが、特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算に当たっては、当該譲渡に係る契約を締結した日の前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とされているものであること。(法附則4の2①I)

(2)及び(3) 略

において「譲渡資産」という。)の譲渡(親族等に対するものを除く。)をした場合において、一定の期間内に買換資産(買換え等により取得した一定の居住用財産をいう。)の取得をして、翌年12月31日までの間に当該個人の居住の用に供したときにおける当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の道府県民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであること。(法附則4①I)

(2)及び(3) 略

9の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第1項後段及び第3項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。(法附則4の2②)

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 特定居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成16年1月1日から令和3年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産(以下この項において「譲渡資産」という。)の譲渡(親族等に対するものを除く。)をした場合(一定の日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の残高を有する場合に限る。)における当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の道府県民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであるが、特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算に当たっては、当該譲渡に係る契約を締結した日の前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とされているものであること。(法附則4の2①I)

(2)及び(3) 略

12の2 道府県は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金（(3)から(7)までに掲げるものに関しては、それぞれ当該道府県の条例で定めるものに限る。）を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の100分の4（当該納税義務者が地方自治法第252条の19第1項の市（以下この章において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合は、100分の2）に相当する金額（当該納税義務者が前年中に法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2千円を超える場合には、当該100分の4（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2）に相当する金額に同条第11項に規定する特例控除額を加算した金額）を当該納税義務者の法第35条及び第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものであること。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とすること。（法37の2①）

(1)～(3) 略

(4) 略

ア～ウ 略

エ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人

オ～キ 略

(5)～(7) 略

12の6 ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、次の諸点に留意すること。

12の2 道府県は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金（(3)から(7)までに掲げるものに関しては、それぞれ当該道府県の条例で定めるものに限る。）を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の100分の4（当該納税義務者が地方自治法第252条の19第1項の市（以下この章において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合は、100分の2）に相当する金額（当該納税義務者が前年中に法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2千円を超える場合には、当該100分の4（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2）に相当する金額に同条第11項に規定する特例控除額を加算した金額）を当該納税義務者の法第35条及び第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものであること。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とすること。（法37の2①）

(1)～(3) 略

(4) 略

ア～ウ 略

エ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人
（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）

オ～キ 略

(5)～(7) 略

12の6 ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) ふるさと納税に関する寄附金の募集については、法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する基準に適合するよう行われるべきものであり、その詳細な取扱いについては、別途「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」(令和3年6月18日付総税市第40号)及び「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」(令和3年6月18日付総税市第41号)を参照されたいこと。

このほか、ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっての留意事項については、別途「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成29年4月1日付総税市第28号)及び「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成30年4月1日付総税市第37号)に示されている事項についても参照し、その趣旨を踏まえた適切な対応を行うべきものであること。

(2) 略

13の2 道府県は、所得割の納税義務者が、法第32条第13項の確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について配当割額を課された場合又は同条第15項の確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の2を乗じて得た金額を、その者に係る所得割の額から控除するものであること。(法37の4)

13の3の2 法附則第5条の4の2の規定に基づく住宅借入金等特別税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法附則5の4の2①～④)

(1) この控除は、居住年が平成18年以前又は平成21年から令和7年までの各年である所得割の納税義務者を対象とするものであり、居住年が平成19年又は平成20年である所得割の納税義務者は対象とならないものであること。また、2以上の居住年に係る住宅借入金等を有する所得割の納税義務者については、その居住年が平成18年以前又は平成21年から令和7年までの各年である住宅借

(1) ふるさと納税に関する寄附金の募集については、法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する基準に適合するよう行われるべきものであり、その詳細な取扱いについては、別途「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」(平成31年4月1日付総税市第17号)

を参照されたいこと。

このほか、ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっての留意事項については、別途「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成29年4月1日付総税市第28号)及び「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成30年4月1日付総税市第37号)に示されている事項についても参照し、その趣旨を踏まえた適切な対応を行うべきものであること。

(2) 略

13の2 道府県は、所得割の納税義務者が、法第32条第13項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について配当割額を課された場合又は同条第15項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の2を乗じて得た金額を、その者に係る所得割の額から控除するものであること。(法37の4)

13の3の2 法附則第5条の4の2の規定に基づく住宅借入金等特別税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法附則5の4の2①～④)

(1) この控除は、居住年が平成18年以前又は平成21年から令和3年までの各年である所得割の納税義務者を対象とするものであり、居住年が平成19年又は平成20年である所得割の納税義務者は対象とならないものであること。また、2以上の居住年に係る住宅借入金等を有する所得割の納税義務者については、その居住年が平成18年以前又は平成21年から令和3年までの各年である住宅借

入金等のみを対象とし、居住年が平成19年又は平成20年である住宅借入金等はないものとして、控除すべき額を計算するものであること。

(2)～(5) 略

第5 申告

15の2 給与所得者の扶養親族等申告書については、次の諸点に留意すること。（法45の3の2）

(1) 給与所得者の扶養親族等申告書は、この申告書により把握した次に掲げる事項_____を、給与支払報告書の所定の欄に転記することに用いるものであること。

ア 16歳未満の扶養親族の数

イ 退職手当等（法第50条の2に規定する退職手当等に限る。ウにおいて同じ。）に係る所得を有する自己と生計を一にする配偶者（法第45条の3の2第1項第2号に規定する自己と生計を一にする配偶者をいう。以下同じ。）の氏名、住所、個人番号、その合計所得金額の見積額その他参考となるべき事項

ウ 退職手当等に係る所得を有する扶養親族の氏名、住所、個人番号、その合計所得金額の見積額その他参考となるべき事項

(2) 給与所得者の扶養親族等申告書は、所得税の給与所得者の扶養控除等申告書（所得税法第194条第1項の規定による申告書をいう。以下同じ。）と合わせて1枚用紙によるものとする。当該用紙の作成等については別途「個人住民税の給与所得者の扶養親族申告書等の作成等に関する取扱いについて」（平成22年8月23日付総税市第61号）により取り扱うこと。

(3) 規則第2条の3の3第10項から第12項までの規定による書類_____の提出は、給与所得者が給与支払者を經由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、給与所得者が給与支払者に、扶養控除等の申告に当たって給与所得者の扶養控除等申告書を提出する場合、国外に居住する源泉控除対象配偶者又は扶養親族が申告者の親族に該当すること及び申告者

入金等のみを対象とし、居住年が平成19年又は平成20年である住宅借入金等はないものとして、控除すべき額を計算するものであること。

(2)～(5) 略

第5 申告

15の2 給与所得者の扶養親族申告書については、次の諸点に留意すること。（法45の3の2）

(1) 給与所得者の扶養親族申告書は、この申告書により把握した16歳未満の扶養親族の数を、給与支払報告書の所定の欄に転記することに用いるものであること。

(2) 給与所得者の扶養親族申告書は、所得税の給与所得者の扶養控除等申告書（所得税法第194条第1項の規定による申告書をいう。以下同じ。）と合わせて1枚用紙によるものとする。当該用紙の作成等については別途「個人住民税の給与所得者の扶養親族申告書等の作成等に関する取扱いについて」（平成22年8月23日付総税市第61号）により取り扱うこと。

(3) 規則第2条の3の3第10項_____の規定による国外扶養親族証明書書類の提出は、給与所得者が給与支払者を經由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、給与所得者が給与支払者に、扶養控除等の申告に当たって給与所得者の扶養控除等申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する_____扶養親族が申告者の親族に該当すること及び申告者

と生計を一にしていることを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、規則第2条の3の3第10項から第12項までの規定により提出すべき書類の提出が必要と見込まれる給与所得者が、給与支払者に個人住民税に係る扶養親族等申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手続として給与支払者に提出する形で、給与支払者を經由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4) 給与所得者は、規則第2条の3の3第10項から第12項までの規定により提出すべき書類を給与支払者を經由せずに市町村長に提出する場合においても、給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき全ての生計を一にする配偶者又は扶養親族について、当該申告書に記載すること。

(5) 給与支払者が給与支払報告書の所定の欄に転記する(1)アに掲げる事項については、国外扶養親族証明書が給与支払者に対して提出されていない控除対象外国外扶養親族も含めて転記すること。また、給与支払者が給与支払報告書の所定の欄に転記する(1)イ及びウに掲げる事項については、規則第2条の3の3第11項及び第12項の規定により提出すべき書類が給与支払者に対して提出されていない退職手当等に係る所得を有する生計を一にする配偶者又は扶養親族についても転記すること。

(6) 給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき自己と生計を一にする配偶者又は扶養親族に該当するかどうかは、当該申告書を提出する日の現況により判定すること。この場合において、次に掲げる事項については、それぞれ次によること。
ア及びイ 略

(7) 給与支払者に提出された給与所得者の扶養親族等申告書及び規則第2条の3の3第10項から第12項までの規定により提出すべき書類は、その給与支払者が保存するものとし、必要がある場合には市町村長に提出させるものであること。

と生計を一にしていることを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書の提出が必要と見込まれる給与所得者が、給与支払者に個人住民税に係る扶養親族申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手続として給与支払者に提出する形で、給与支払者を經由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4) 給与所得者は、国外扶養親族証明書を給与支払者を經由せずに市町村長に提出する場合においても、給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき全ての扶養親族について、当該申告書に記載すること。

(5) 給与支払者が給与支払報告書の所定の欄に転記する16歳未満の扶養親族の数については、国外扶養親族証明書が給与支払者に対して提出されていない控除対象外国外扶養親族も含めて転記すること。

(6) 給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき扶養親族に該当するかどうかは、当該申告書を提出する日の現況により判定すること。この場合において、次に掲げる事項については、それぞれ次によること。
ア及びイ 略

(7) 給与支払者に提出された給与所得者の扶養親族申告書及び国外扶養親族証明書は、その給与支払者が保存するものとし、必要がある場合には市町村長に提出させるものであること。

- (8) 給与所得者の扶養親族等申告書の提出後、その記載内容に異動があったときは、その給与所得者の扶養親族等申告書について異動があった項目を異動後の内容に補正するか、別に異動申告書を提出するものであること。
- (9) 給与所得者の扶養親族等申告書を提出した者が年の中途においてその提出を経由した給与支払者のもとを退職した場合には、当該申告書はその退職により効力を失うものであること。
- (10) その他給与所得者の扶養親族等申告書の取扱いについては、所得税の給与所得者の扶養控除等申告書の取扱いに準ずるものとする。

15の3 公的年金等受給者の扶養親族等申告書については、次の諸点に留意すること。(法45の3の3)

- (1) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書は、この申告書により把握した次に掲げる事項_____を、公的年金等支払報告書の所定の欄に転記することに用いるものであること。

ア 16歳未満の扶養親族の数

イ 特定配偶者(法第45条の3の3第1項に規定する特定配偶者をいう。以下同じ。)の氏名、住所、個人番号、その合計所得金額の見積額その他参考となるべき事項

ウ 退職手当等(法第50条の2に規定する退職手当等に限る。)に係る所得を有する扶養親族の氏名、住所、個人番号、その合計所得金額の見積額その他参考となるべき事項

- (2) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書は、所得税の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(所得税法第203条の6第1項の規定による申告書をいう。以下同じ。)と合わせて1枚用紙によるものとする。当該用紙の作成等については別途「個人住民税の給与所得者の扶養親族申告書等の作成等に関する取扱いについて」(平成22年8月23日付総税市第61号)により取り扱うこと。

- (3) 規則第2条の3の6第9項から第11項までの規定による書類

- (8) 給与所得者の扶養親族申告書の提出後、その記載内容に異動があったときは、その給与所得者の扶養親族申告書について異動があった項目を異動後の内容に補正するか、別に異動申告書を提出するものであること。
- (9) 給与所得者の扶養親族申告書を提出した者が年の中途においてその提出を経由した給与支払者のもとを退職した場合には、当該申告書はその退職により効力を失うものであること。
- (10) その他給与所得者の扶養親族申告書の取扱いについては、所得税の給与所得者の扶養控除等申告書の取扱いに準ずるものとする。

15の3 公的年金等受給者の扶養親族申告書については、次の諸点に留意すること。(法45の3の3)

- (1) 公的年金等受給者の扶養親族申告書は、この申告書により把握した16歳未満の扶養親族の数を、公的年金等支払報告書の所定の欄に転記することに用いるものであること。

- (2) 公的年金等受給者の扶養親族申告書は、所得税の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(所得税法第203条の6第1項の規定による申告書をいう。以下同じ。)と合わせて1枚用紙によるものとする。当該用紙の作成等については別途「個人住民税の給与所得者の扶養親族申告書等の作成等に関する取扱いについて」(平成22年8月23日付総税市第61号)により取り扱うこと。

- (3) 規則第2条の3の6第9項の規定による国外扶養親族証明

____の提出は、公的年金等受給者が公的年金等支払者を經由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、公的年金等受給者が公的年金等支払者に、扶養控除等の申告に当たって公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出する場合、国外に居住する源泉控除対象配偶者又は扶養親族が申告者の親族に該当することを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、規則第2条の3の6第9項から第11項までの規定により提出すべき書類の提出が必要と見込まれる公的年金等受給者が、公的年金等支払者に個人住民税に係る扶養親族等申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手続として公的年金等支払者に提出する形で、公的年金等支払者を經由して当該書類（特定配偶者又は扶養親族が申告者の親族に該当することを証する書類に限る。）を提出することも妨げないこととしていること。

- (4) 公的年金等受給者は、規則第2条の3の6第9項から第11項までの規定により提出すべき書類を公的年金等支払者を經由せずに市町村長に提出する場合においても、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載すべき全ての特定配偶者又は扶養親族について、当該申告書に記載すること。
- (5) 公的年金等支払者が公的年金等支払報告書の所定の欄に転記する(1)アに掲げる事項____については、国外扶養親族証明書が公的年金等支払者に対して提出されていない控除対象外国外扶養親族も含めて転記すること。また、公的年金等支払者が公的年金等支払報告書の所定の欄に転記する(1)イ及びウに掲げる事項については、規則第2条の3の6第10項及び第11項の規定により提出すべき書類が公的年金等支払者に対して提出されていない特定配偶者又は退職手当等に係る所得を有する扶養親族についても転記すること。
- (6) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載すべき特定配偶者又は扶養親族に該当するかどうかは、当該申告書を提出する日の現況により判定すること。この場合において、次に掲げる事項については、それぞれ次によること。

書類の提出は、公的年金等受給者が公的年金等支払者を經由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、公的年金等受給者が公的年金等支払者に、扶養控除等の申告に当たって公的年金等受給者の扶養親族申告書____を提出する場合、16歳以上の国外に居住する____扶養親族が申告者の親族に該当することを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書____の提出が必要と見込まれる公的年金等受給者が、公的年金等支払者に個人住民税に係る扶養親族申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手続として公的年金等支払者に提出する形で、公的年金等支払者を經由して当該書類____
____を提出することも妨げないこととしていること。

- (4) 公的年金等受給者は、国外扶養親族証明書____
____を公的年金等支払者を經由せずに市町村長に提出する場合においても、公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき全ての扶養親族____
____について、当該申告書に記載すること。
- (5) 公的年金等支払者が公的年金等支払報告書の所定の欄に転記する16歳未満の扶養親族の数については、国外扶養親族証明書が公的年金等支払者に対して提出されていない控除対象外国外扶養親族も含めて転記すること。
- (6) 公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき扶養親族____
____に該当するかどうかは、当該申告書を提出する日の現況により判定すること。この場合において、次に掲げる事項については、それぞれ次によること。

ア及びイ 略

(7) 公的年金等支払者に提出された公的年金等受給者の扶養親族等申告書及び規則第2条の3の6第9項から第11項までの規定により提出すべき書類は、その公的年金等支払者が保存するものとし、必要がある場合には市町村長に提出させるものであること。

(8) その他公的年金等受給者の扶養親族等申告書の取扱いについては、所得税の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の取扱いに準ずるものとする。

第10 上場株式等に係る配当所得等に係る課税の特例

33の2 道府県民税の所得割の納税義務者が、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得等を有する場合、前年分の所得税につき分離課税を選択した場合に限り、道府県民税につき分離課税の適用があるものとし、当該上場株式等の配当等に係る配当所得等の金額の100分の2（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合は、100分の1）に相当する金額の所得割を課するものであること。（法附則33の2①）

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 当該納税義務者が支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得の金額について、前年分の所得税につき総合課税の適用を受けた場合には _____、申告分離課税は適用しないこと。（法附則33の2②）

(3) 略

第12 譲渡所得の課税の特例

38 長期譲渡所得に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 長期譲渡所得のうちその譲渡所得の基因となる土地等の譲渡が優良住宅地等

ア及びイ 略

(7) 公的年金等支払者に提出された公的年金等受給者の扶養親族申告書及び国外扶養親族証明書類（規則第2条の2第6項第2号に掲げるものを除く。）は、その公的年金等支払者が保存するものとし、必要がある場合には市町村長に提出させるものであること。

(8) その他公的年金等受給者の扶養親族申告書の取扱いについては、所得税の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の取扱いに準ずるものとする。

第10 上場株式等に係る配当所得等に係る課税の特例

33の2 道府県民税の所得割の納税義務者が、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得等を有する場合、申告により分離課税を選択することができる

_____ものとし、当該上場株式等の配当等に係る配当所得等の金額の100分の2（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合は、100分の1）に相当する金額の所得割を課するものであること。（法附則33の2①）

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 当該納税義務者が支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得の金額について、_____総合課税の適用を受けた場合には、他の特定上場株式等に係る配当所得について、申告分離課税は適用しないこと。（法附則33の2②）

(3) 略

第12 譲渡所得の課税の特例

38 長期譲渡所得に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 長期譲渡所得のうちその譲渡所得の基因となる土地等の譲渡が優良住宅地等

の造成等のための譲渡に該当するときにおける当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の税率は、(2)にかかわらず、法附則第34条の2第1項に定めるところにより軽減されているものであること。ただし、当該譲渡所得につき租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該軽減税率の適用はないものであること。(法附則34の2③)

(4)及び(5) 略

第13 株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例

40の3 上場株式等に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1)～(4) 略

(5) 前年前3年以内に生じた法附則第35条の2の6第5項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額については、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額を限度として繰越控除が認められるものであること。(法附則35の2の6④)

なお、この場合における上場株式等の譲渡損失の金額については、令附則第18条の5第4項の規定により順次控除するものであること。

第3節 法人の道府県民税

43 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社(以下この節において「相互会社」という。)に係る均等割の税率の適用区分の基準である純資産額の算定に当たっては、次の諸点に留意すること。(法23①ⅣのⅡハ・52①、令6の24)

(1)及び(2) 略

43の2 法第23条第1項第4号の2の資本金等の額とは、法第53条第1項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額によるものであり、これらの具体的な算定については、法

の造成等のための譲渡に該当するときにおける当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の税率は、(2)にかかわらず、法附則第34条の2第1項に定めるところにより軽減されているものであること。ただし、当該譲渡所得につき租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該軽減税率の適用はないものであること。(法附則34の2③)

(4)及び(5) 略

第13 株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例

40の3 上場株式等に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1)～(4) 略

(5) 前年前3年以内に生じた法附則第35条の2の6第6項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額については、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額を限度として繰越控除が認められるものであること。(法附則35の2の6⑤)

なお、この場合における上場株式等の譲渡損失の金額については、令附則第18条の5第4項の規定により順次控除するものであること。

第3節 法人の道府県民税

43 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社(以下この節において「相互会社」という。)に係る均等割の税率の適用区分の基準である純資産額の算定に当たっては、次の諸点に留意すること。(法23①ⅣのⅤホ・52①、令6の25)

(1)及び(2) 略

43の2 法第23条第1項第4号の5の資本金等の額とは、法第53条第1項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額によるものであり、これらの具体的な算定については、法

_____であることに留意すること。（法53①前段・②前段、令8の6①・8の8、令附則5の2の4①・②）したがって、前事業年度分_____として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の算定に当たっては、前事業年度分_____として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額から、法第53条第43項の規定により加算された金額及び当該法人税割額の課税標準である法人税額（関係道府県ごとに分割した後の額）に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該法人税額（関係道府県ごとに分割する前の額）に対する当該法人税額のうち租税特別措置法第42条の4第8項第6号若しくは第7号（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含む。）、第42条の14第1項若しくは第4項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額の割合を乗じて得た額を_____控除する取扱いとすること。

なお、上記の租税特別措置法の規定により加算された金額の他に、過去に改廃され、なお効力を有する又は従前の例によることとされている租税特別措置法の規定により加算された金額がある場合についても、同様の取扱いであること。（令附則5の3、令和2年9月改正令附則3⑧・⑨）

44の2 法第53条第1項の規定により道府県民税の中間申告義務を有する法人は、法人税法第71条第1項の規定により法人税の中間申告書を提出する義務がある法人に限るものであるため、同項ただし書の規定により法人税の中間申告書の提出を要しない法人は、同法第72条第1項及び第5項の規定により仮決算による法人税の中間申告書を提出する場合であっても、道府県民税の中間申告書の提出を要し

り、前連結事業年度に係るものにあつては個別帰属特別控除取戻税額等に係る部分は含まれないものであることに留意すること。（法53①前段・②____、令8の6①・⑦・8の8_____）したがって、前事業年度分又は前連結事業年度分として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の算定に当たっては、前事業年度分又は前連結事業年度分として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額から、前事業年度に係るものにあつては_____当該法人税割額の課税標準である法人税額_____に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該法人税額_____に対する_____租税特別措置法第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の4第5項____、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額の割合を乗じて得た額を、前連結事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である個別帰属法人税額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該個別帰属法人税額に対する個別帰属特別控除取戻税額等の割合を乗じて得た額を控除する取扱いとすること。

44の2 法第53条第2項に規定する連結法人に係る予定申告書について、次に掲げる場合には、その提出を要しないものであること。（法53②）

(1) 連結法人の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の2第1項第2号に掲げる金額に係

ないものであること。

44の3 法人税法第71条第1項ただし書の規定により法人税の中間申告書の提出を要しない法人であっても、次のいずれにも該当する通算子法人については、道府県民税の予定申告書を提出しなければならないものであること。(法53②)

- (1) 通算親法人である協同組合等との間に通算完全支配関係があること。
- (2) 法人税法第71条第1項第1号に掲げる金額(同条第2項又は第3項の規定の適用がある場合はその適用後の金額)が10万円を超えること。
- (3) 当該事業年度(通算承認の効力が生じた日が同日の属する通算親法人の事業年度開始の日以後6月を経過した日以後であるときのその効力が生じた日の属する事業年度を除く。)開始の日の属する通算親法人の事業年度が6月を超え、かつ、当該通算親法人の事業年度開始の日以後6月を経過した日において、当該通算親法人との間に通算完全支配関係があること。

るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第68条の11第5項、第68条の13第4項、第68条の15の5第5項、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第9項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)の6倍の金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合(令8の9①)

- (2) 連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの(当該金額のうち租税特別措置法第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額)の6倍の金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合(令8の10①)

なお、該当する通算子法人については仮決算に係る中間申告をすることができないものであること。

44の4 清算中の法人であっても通算子法人にあつては、法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を含む。）の規定により法人税の中間申告書の提出を要する場合には、道府県民税の中間申告書を提出しなければならないものであること。（法53①）

なお、清算中の法人は事業税の中間申告書の提出を要しないことに留意すること

45 法第53条第1項後段及び第2項後段の規定によって申告書の提出があつたものとみなされる法人には、法人税法第71条第2項又は第3項の規定の適用を受ける適格合併に係る合併法人

が含まれるものであることに留意すること

46の2 内国法人が各事業年度において租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度の控除対象所得税額等相当額（同条第4項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下46の2において同じ。）

のうち、同条第4項に規定する法人税の額及び同条第10項に規定する所得地方法人税額の合計額

を超える額があるときは、法人税割額から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法53③）

45 法第53条第1項後段の規定によって申告書の提出があつたものとみなされる法人には、法人税法第71条第2項又は第3項の規定の適用を受ける適格合併に係る合併法人が含まれるものであり、法第53条第3項の規定によって申告書の提出があつたものとみなされる法人には、令第8条の9第2項及び第3項（これらの規定を令第8条の10第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける適格合併に係る合併法人が含まれるものであることに留意すること

46の2 内国法人が各事業年度又は各連結事業年度において租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額（同法第66条の7第5項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下46の2において同じ。）又は個別控除対象所得税額等相当額（同法第68条の91第4項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下46の2において同じ。）

のうち、同法第66条の7第5項に規定する法人税の額及び同条第11項に規定する所得地方法人税額の合計額又は同法第68条の91第4項に規定する法人税の額及び同条第10項に規定する所得地方法人税額の合計額を超える額があるときは、法人税割額から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法53④）

(1) 法人税において、控除対象所得税額等相当額_____の税額控除が行われた結果全額法人税額及び地方法人税額から控除することができる場合には、道府県民税の法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額_____はないものであること。

(2) 略

(3) 2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額_____の計算は、法第57条第2項に規定する従業者の数に按分して算定するものであること。

なお、2以上の道府県において事業所等を有する法人が令第9条の7第6項ただし書の規定により外国税額控除に係る道府県民税の控除限度額を計算した場合には、当該従業者の数は、令第9条の6の2第1項及び規則第3条の2第1項の規定により補正することとされているものであること。(令9の6の2①、則3の2①)

(4) 法第53条第36項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる所得税等の額(租税特別措置法第66条の7第4項_____に規定する所得税等の額をいう。以下(4)において同じ。)は、所得税等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した規則第7号様式_____に当該計算の基礎となる当該所得税等の額として記載された金額を限度とするものであること。(令9の6の2②、則3①)

47 内国法人又は外国法人が外国において外国の法人税等(外国法人にあっては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されたものに限る。)を課された場合には、当該外国において課された外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額又は_____同法第144条の2第1項の控除限度額_____及び法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第144条第6項第1号の地方法人

(1) 法人税において、控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の税額控除が行われた結果全額法人税額及び地方法人税額から控除することができる場合には、道府県民税の法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額_____はないものであること。

(2) 略

(3) 2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の計算は、法第57条第2項に規定する従業者の数に按分して算定するものであること。

なお、2以上の道府県において事業所等を有する法人が令第9条の7第7項ただし書の規定により外国税額控除に係る道府県民税の控除限度額を計算した場合には、当該従業者の数は、令第9条の6の2第1項及び規則第3条の2第1項の規定により補正することとされているものであること。(令9の6の2①・則3の2①)

(4) 法第53条第24項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる所得税等の額(租税特別措置法第66条の7第5項又は第68条の91第4項に規定する所得税等の額をいう。以下(4)において同じ。)は、所得税等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類に当該計算の基礎となる当該所得税等の額として記載された金額を限度とするものであること。(令9の6の2②_____)

47 内国法人又は外国法人が外国において外国の法人税等(外国法人にあっては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されたものに限る。)を課された場合には、当該外国において課された外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額若しくは同法第144条の2第1項の控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第142条の3_____の地方法人

税の控除限度額又は同令第195条の2に規定する地方法人税の控除限度額_____の合計額を超える額があるときは、令第9条の7第6項の規定により計算した道府県民税の控除限度額以内の額について法人税割額（外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法53㉞）

(1) 「外国の法人税等」とは、おおむね、外国の法令に基づき外国又はその地方公共団体により法人の所得を課税標準として課される税をいうものであるが、その範囲については法人税法施行令第141条に規定するところによるものであり、控除の対象となる外国の法人税等の額は法人税法第69条第1項に規定する控除対象外国法人税の額及び同法第144条の2第1項に規定する控除対象外国法人税の額_____の計算の例によるものであること。（令9の7①）

なお、内国法人が、租税特別措置法第66条の6第1項、第6項若しくは第8項又は第66条の9の2第1項、第6項若しくは第8項_____

の規定により外国関係会社又は外国関係法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額、金融子会社等部分課税対象金額又は金融関係法人部分課税対象金額を当該事業年度の所得_____の金額の計算上、益金の額に算入した場合に令第9条の7第3項の規定により外国の法人税等とみなされる額も外国の法人税等の額に含まれるものであること。（令9の7③）

(2) 道府県民税の控除限度額は、原則として法人税の控除限度額に100分の1を乗じて計算した額とされているが、標準税率を超える税率で法人税割を課する道府県に事業所等を有する法人にあつては、当該法人の選択により、法人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額とすることができるもの

税の控除限度額若しくは同令第197条第5項第1号に規定する地方法人税の控除限度額又は同令第155条の30の地方法人税の控除限度個別帰属額の合計額を超える額があるときは、令第9条の7第7項の規定により計算した道府県民税の控除限度額以内の額について法人税割額（外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法53㉞）

(1) 「外国の法人税等」とは、おおむね、外国の法令に基づき外国又はその地方公共団体により法人の所得を課税標準として課される税をいうものであるが、その範囲については法人税法施行令第141条に規定するところによるものであり、控除の対象となる外国の法人税等の額は法人税法第69条第1項に規定する控除対象外国法人税の額若しくは同法第144条の2第1項に規定する控除対象外国法人税の額又は同法第81条の15第1項に規定する個別控除対象外国法人税の額の計算の例によるものであること。（令9の7①）

なお、内国法人が、租税特別措置法第66条の6第1項、第6項若しくは第8項、第66条の9の2第1項、第6項若しくは第8項、第68条の90第1項、第6項若しくは第8項又は第68条の93の2第1項、第6項若しくは第8項_____

の規定により外国関係会社又は外国関係法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額、金融子会社等部分課税対象金額又は金融関係法人部分課税対象金額を当該事業年度の所得又は当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入した場合に令第9条の7第3項の規定により外国の法人税等とみなされる額も外国の法人税等の額に含まれるものであること。（令9の7③）

(2) 道府県民税の控除限度額は、原則として法人税の控除限度額に100分の1を乗じて計算した額とされているが、標準税率を超える税率で法人税割を課する道府県に事業所等を有する法人にあつては、当該法人の選択により、法人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額とすることができるもの

とされていること。(令9の7⑥)

(3) 道府県民税の法人税割から控除することができる外国の法人税等の額は、当該外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額又は同法第144条の2第1項に規定する控除限度額及び法人税法施行令第144条第6項第1号の地方法人税の控除限度額又は同令第195条の2に規定する地方法人税の控除限度額の合計額を超える額のうち道府県民税の控除限度額以内の額に限られるものであること。したがって、法人税において、当該外国の法人税等の額の税額控除が行われた結果全額法人税額及び地方法人税額から控除することができる場合には、道府県民税の法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額はないものであるから留意すること。

なお、各事業年度において道府県民税の控除余裕額を生じた場合は、当該事業年度の開始の日前3年以内に開始した各事業年度(以下(3)において「前3年以内の各事業年度」という。)における控除限度額を超える外国税額のうち令第9条の7第2項に規定する額を当該事業年度において課された外国の法人税等の額とみなし、当該事業年度へ繰り越して外国の法人税等の額を控除することとされているものであること。(令9の7②)

また、各事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度の国税、道府県民税及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える場合は、前3年以内の各事業年度における道府県民税の控除余裕額のうち令第9条の7第7項に規定する額を当該事業年度分の道府県民税の控除限度額に加算して外国の法人税等の額を控除することとされているものであること。(令9の7⑦)

とされていること。(令9の7⑦)

(3) 道府県民税の法人税割から控除することができる外国の法人税等の額は、当該外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額若しくは同法第144条の2第1項に規定する控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び法人税法施行令第142条の3の地方法人税の控除限度額若しくは同令第197条第5項第1号に規定する地方法人税の控除限度額又は同令第155条の30の地方法人税の控除限度個別帰属額の合計額を超える額のうち道府県民税の控除限度額以内の額に限られるものであること。したがって、法人税において、当該外国の法人税等の額の税額控除が行われた結果全額法人税額及び地方法人税額から控除することができる場合には、道府県民税の法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額はないものであるから留意すること。

なお、各事業年度又は各連結事業年度において道府県民税の控除余裕額を生じた場合は、当該事業年度若しくは連結事業年度の開始の日前3年以内に開始した各事業年度若しくは各連結事業年度(以下(3)において「前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度」という。)における控除限度額を超える外国税額のうち令第9条の7第2項に規定する額を当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額とみなし、当該事業年度又は連結事業年度へ繰り越して外国の法人税等の額を控除することとされているものであること。(令9の7②)

また、各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度の国税、道府県民税及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える場合は、前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度における道府県民税の控除余裕額のうち令第9条の7第8項に規定する額を当該事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税の控除限度額に加算して外国の法人税等の額を控除することとされているものであること。(令9の7⑧)

なお、次に掲げる事業年度_____における控除限度額を超える外国税額及び道府県民税の控除余裕額は、前3年以内の各事業年度_____における控除限度額を超える外国税額及び道府県民税の控除余裕額に含まれないものであること。

ア 法人が外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度_____

イ 通算法人（通算法人であった内国法人を含む。以下イにおいて同じ。）の事業年度（当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日において当該法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が当該終了の日に終了する事業年度に外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入したときは、当該損金に算入した事業年度終了の日に終了する当該法人の事業年度以前の事業年度

(4) 内国法人又は外国法人が適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下47及び47の2において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人又は現物出資法人（47(6)及び47の2(2)において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度_____以後の各事業年度_____においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該内国法人又は外国法人の当該事業年度_____開始の日前3年以内に開始した各事業年度_____（47(6)及び47の2(2)において「前3年内事業年度_____」という。）の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額とみなす。（令9の7⑧～⑰）

ア 適格合併 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前3年以内に開始した各事業年度_____の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額

なお、次に掲げる事業年度又は連結事業年度における控除限度額を超える外国税額及び道府県民税の控除余裕額は、前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度における控除限度額を超える外国税額及び道府県民税の控除余裕額に含まれないものであること。

ア 法人が外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度

イ 法人が外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得の計算上損金に算入した連結事業年度があるとき、又は当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人が外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得の計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度

(4) 内国法人又は外国法人が適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下(4)及び(6)_____において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人又は現物出資法人（(6)_____において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該内国法人又は外国法人の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（(6)_____において「前3年内事業年度等」という。）の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額とみなす。（令9の7⑨～⑱）

ア 適格合併 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額

イ 適格分割又は適格現物出資（以下4 7 及び 4 7 の 2において「適格分割等」という。） 当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人（4 7 (6)イ及び4 7 の 2 (2)イにおいて「分割法人等」という。）の当該適格分割等の日の属する事業年度_____開始の日前3年以内に開始した各事業年度_____の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額のうち、当該適格分割等により当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

(5) 外国の法人税等の額のうち、道府県民税の法人税割_____額を超えるため控除することができなかった額（以下(5)及び(6)において「控除未済外国法人税等額」という。）があるときは、法人税と異なり、当該控除未済外国法人税等額はこれを還付することなく、その額を3年間に限って繰越控除するものであること。
(令9の7⑱)

(6) 令第9条の7第19項に規定する所得等申告法人（以下(6)において「所得等申告法人」という。）が、適格合併等により被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該所得等申告法人の当該合併等の日の属する事業年度_____以後の各事業年度_____においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該所得等申告法人の前3年内事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。（令9の7⑳～㉓）

ア 適格合併 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前3年以内に開始した各事業年度_____の控除未済外国法人税等額

イ 適格分割等 当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度_____開始の日前3年以内に開始した各事業年度_____の控除未済外国法人税等額のうち、当該適格分割等により当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

(7) 2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額の計算は、法第57条第2項に規

イ 適格分割又は適格現物出資（以下イ及び(6)イにおいて「適格分割等」という。） 当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人（(6)イ_____において「分割法人等」という。）の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額のうち、当該適格分割等により当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

(5) 外国の法人税等の額のうち、道府県民税の法人税割_____額を超えるため控除することができなかった額（以下(5)及び(6)において「控除未済外国法人税等額」という。）があるときは、法人税と異なり、当該控除未済外国法人税等額はこれを還付することなく、その額を3年間に限って繰越控除するものであること。
(令9の7㉑)

(6) 令第9条の7第20項に規定する所得等申告法人（以下(6)において「所得等申告法人」という。）が、適格合併等により被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該所得等申告法人の当該合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該所得等申告法人の前3年内事業年度等の控除未済外国法人税等額とみなす。（令9の7㉒～㉕）

ア 適格合併 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の控除未済外国法人税等額

イ 適格分割等 当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の控除未済外国法人税等額のうち、当該適格分割等により当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

(7) 2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額の計算は、法第57条第2項に規

定する従業者の数に按分して算定するものであること。

なお、2以上の道府県において事業所等を有する法人が令第9条の7第6項ただし書の規定により道府県民税の控除限度額を計算した場合には、当該従業者の数は、同条第28項及び規則第3条の2第1項の規定により補正することとされているものであること。（令9の7⑳、則3の2①）

- (8) 法第53条第38項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる当該事業年度_____において課された外国の法人税等の額その他の規則第3条の2第5項で定める金額は、道府県知事において特別の事情があると認める場合を除くほか、外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した規則第7号の2様式に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。（令9の7㉑、則3の2⑤）

47の2 法第53条第38項の規定を適用する場合において、通算法人の同条第39項に規定する適用事業年度（以下47の2において「適用事業年度」という。）の同項に規定する税額控除額（以下47の2において「税額控除額」という。）が当初申告税額控除額（当該適用事業年度の同条第1項の規定による申告書の提出期限までに提出された仮決算に係る中間申告書又は確定申告書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額をいう。以下47の2において同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除額を税額控除額とみなすものであること。適用事業年度について同条第40項（第1号及び第3号に係る部分に限る。）の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後において同条第39項の規定を適用する場合は、同条第40項の規定にかかわらず、あらためて当該申告書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額又は当該更正に係る当該適用事業年度の税額控除額とされた金額を当初申告税額控除額とみなすものであること。（法53㉒～㉔）

また、適用事業年度後の通算法人（通算法人であった内国法人（公益法人等に該当することとなった内国法人を除く。）を含む。）の各事業年度（以下47の2に

定する従業者の数に按分して算定するものであること。

なお、2以上の道府県において事業所等を有する法人が令第9条の7第7項ただし書の規定により道府県民税の控除限度額を計算した場合には、当該従業者の数は、同条第29項及び規則第3条の2第1項の規定により補正することとされているものであること。（令9の7㉒・則3の2①）

- (8) 法第53条第26項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額その他の規則第3条の2第4項で定める金額は、道府県知事において特別の事情があると認める場合を除くほか、外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した規則第7号の2様式に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。（令9の7㉓・則3の2④）

において「対象事業年度」という。)において、法第53条第42項に規定する調整後過去税額控除額(以下47の2において「調整後過去税額控除額」という。)が同項に規定する過去当初申告税額控除額(以下47の2において「過去当初申告税額控除額」という。)を超える場合にあっては税額控除不足額相当額(当該調整後過去税額控除額から当該過去当初申告税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。)を法人税割額から控除するものであり、過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える場合にあっては法人税割額に税額控除超過額相当額(当該過去当初申告税額控除額から当該調整後過去税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。)を加算するものであること。(法53④・⑤)

これらの場合において、当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額(それぞれ同条第1項の規定による申告書の提出期限までに提出された仮決算に係る中間申告書又は確定申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額をいう。以下47の2において同じ。)と異なるときは、当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなすものであること。また、当該対象事業年度について同条第45項の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後において同条第44項又は第45項の規定を適用する場合は、同項の規定にかかわらず、あらかじめ当該申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額として記載された金額又は当該更正に係る当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額とされた金額を当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなすものであること。(法53⑥)

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 税額控除不足額相当額のうち、道府県民税の法人税割額を超えるため控除することができなかつた額（以下47の2において「控除未済税額控除不足額相当額」という。）があるときは、法人税と異なり、当該控除未済税額控除不足額相当額はこれを還付することなく、その額を3年間に限って繰越控除するものであること。（令9の7の2①）

(2) 法人税法第71条第1項又は第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人（以下(2)において「所得等申告法人」という。）が、適格合併等により被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該所得等申告法人の当該適格合併等の日の属する事業年度以後の各事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該所得等申告法人の前3年内事業年度の控除未済税額控除不足額相当額とみなすものであること。（令9の7の2①）

ア 適格合併 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前3年以内に開始した各事業年度の控除未済税額控除不足額相当額

イ 適格分割等 当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の控除未済税額控除不足額相当額のうち、当該適格分割等により当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

(3) 2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき税額控除不足額相当額又は法人税割額に加算すべき税額控除超過額相当額の計算は、法第57条第2項に規定する従業者の数に按分して算定するものであること。

なお、2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人が令第9条の7第6項ただし書の規定により対象事業年度の道府県民税の控除限度額を計算した場合には、当該従業者の数は、令第9条の7の2第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）及び規則第3条の2第1項の規定により補正することとさ

れているものであること。(令9の7の2②・③、則3の2①)

(4) 2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人における当初申告税額控除額とみなされる税額控除額及び当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなされる税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額は、法第57条第2項に規定する従業者の数又は令第9条の7第28項及び第9条の7の2第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)並びに規則第3条の2第1項の規定により補正された従業者の数により関係道府県ごとに按分する前の金額をいうものであること。(法53⑳・㉔)

(5) 法第53条第42項及び第43項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該対象事業年度に係る規則第7号の2様式(同様式別表1から別表6までを含む。以下47の2において同じ。)及び同様式別表7だけでなく、過去適用事業年度の過去当初申告税額控除額の控除に関する事項を記載した規則第7号の2様式及び税額控除額の控除に関する事項を記載した規則第7号の2様式を確定申告書等に添付しなければならないものであること。(令9の7の2④・⑤、則3の2⑥・⑧)

(6) 法第53条第42項の規定による控除をされるべき税額控除不足額相当額の計算の基礎となる外国の法人税等の額その他の規則第3条の2第7項に定める金額は、道府県知事において特別の事情があると認める場合を除くほか、税額控除額の控除に関する事項を記載した過去適用事業年度の規則第7号の2様式に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とするものであること。(令9の7の2④、則3の2⑦)

(7) 法第53条第43項の規定により加算されるべき税額控除超過額相当額の計算の基礎となる外国の法人税等の額その他の規則第3条の2第9項に定める金額は、道府県知事において特別の事情があると認める場合を除くほか、税額控除額の控除に関する事項を記載した過去適用事業年度の規則第7号の2様式に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とするものであること。(令9

の7の2⑤、則3の2⑨)

(8) 法第53条第42項の規定による控除又は同条第43項の規定による加算をすべき事業年度は、法人税において法人税法第69条第18項の規定による控除又は同条第19項の規定による加算をすべき事業年度と、原則として一致すべきものであること。

(9) 通算法人（通算法人であった内国法人を含む。以下(9)において同じ。）が合併により解散した場合、通算法人の残余財産が確定した場合又は通算法人が公益法人等に該当することとなった場合においても、(1)から(8)までに留意するものであること。（法53④⑦・④⑧）

48 各事業年度_____の開始の前日に開始した事業年度_____の内国法人の法人税割額について減額更正をした場合において、当該更正により減少する部分の金額のうち事実を偽装して経理した金額に係るもの（以下48において「偽装経理法人税割額」という。）については、当該各事業年度_____（当該更正の日以後に終了する事業年度_____に限る。）の法人税割額から(5)に掲げる場合に還付又は充当すべきこととなった金額を除いて控除することとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法53④⑨・⑤④～⑤⑤）

(1) 偽装経理法人税割額とは、法人税において事実を偽装して経理した金額に係る法人税額_____として算定された法人税法第135条第1項に規定する偽装経理法人税額に対応する法人税割額をいうものであること。（令9の8）この場合において、法人税にあつては、偽装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴って、前1年以内の法人税額_____を限度とする還付の制度があるが、法人の道府県民税については、この制度をとっていないので、法人税法第135条第2項の規定により還付される金額を含めた法人税額_____に対応する法人税割額を控除するものであることに留意すること。（法人税法135②）

48 各事業年度又は各連結事業年度の開始の前日に開始した事業年度又は連結事業年度の内国法人の法人税割額について減額更正をした場合において、当該更正により減少する部分の金額のうち事実を偽装して経理した金額に係るもの（以下48において「偽装経理法人税割額」という。）については、当該各事業年度又は当該各連結事業年度（当該更正の日以後に終了する事業年度又は連結事業年度に限る。）の法人税割額から(5)に掲げる場合に還付又は充当すべきこととなった金額を除いて控除することとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法53②⑦・③③～③⑦）

(1) 偽装経理法人税割額とは、法人税において事実を偽装して経理した金額に係る法人税額又は連結法人税額として算定された法人税法第135条第1項に規定する偽装経理法人税額に対応する法人税割額をいうものであること。（令9の8）この場合において、法人税にあつては、偽装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴って、前1年以内の法人税額又は連結法人税額を限度とする還付の制度があるが、法人の道府県民税については、この制度をとっていないので、法人税法第135条第2項の規定により還付される金額を含めた法人税額又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額に対応する法人税割額を控除するものであることに留意すること。（法人税法135②）

(2) 控除は、更正の日以後に終了する事業年度_____の確定申告に係る法人税割額（当該確定申告に係る申告書を提出すべき事業年度_____の修正申告及び更正又は決定による法人税割額を含む。）から行うものであること。（法53④）

(3) 略

(4) 各事業年度_____の終了の日以前に行われた適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前に開始した事業年度_____の法人税割につき更正を受けた場合の仮装経理法人税割額についても、合併法人の法人税割額から控除されるものであること。（法53④）

(5) 仮装経理法人税割額の還付又は充当については次の場合について行うものとする。

ア 更正の日の属する事業年度_____開始の日から5年を経過する日の属する事業年度_____の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限が到来した場合（法53⑤）

イ 残余財産が確定したときは、その残余財産の確定の日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限が到来した場合（法53⑤）

ウ 合併による解散（適格合併による解散を除く。）をしたときは、その合併の日の前日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限が到来した場合（法53⑤）

エ 破産手続開始の決定による解散をしたときは、その破産手続開始の決定の日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限が到来した場合（法53⑤）

オ 普通法人又は協同組合等が法人税法第2条第6号に規定する公益法人等に該当することとなったときは、その該当することとなった日の前日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限が到来した場合（法53⑤）

カ アからオまでの場合において、法人の道府県民税の確定申告書の提出期限後

(2) 控除は、更正の日以後に終了する事業年度又は連結事業年度の確定申告に係る法人税割額（当該確定申告に係る申告書を提出すべき事業年度又は連結事業年度の修正申告及び更正又は決定による法人税割額を含む。）から行うものであること。（法53⑦）

(3) 略

(4) 各事業年度又は各連結事業年度の終了の日以前に行われた適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前に開始した事業年度又は連結事業年度の法人税割につき更正を受けた場合の仮装経理法人税割額についても、合併法人の法人税割額から控除されるものであること。（法53⑦）

(5) 仮装経理法人税割額の還付又は充当については次の場合について行うものとする。

ア 更正の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から5年を経過する日の属する事業年度又は連結事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限が到来した場合（法53④）

イ 残余財産が確定したときは、その残余財産の確定の日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限が到来した場合（法53④）

ウ 合併による解散（適格合併による解散を除く。）をしたときは、その合併の日の前日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限が到来した場合（法53④）

エ 破産手続開始の決定による解散をしたときは、その破産手続開始の決定の日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限が到来した場合（法53④）

オ 普通法人又は協同組合等が法人税法第2条第6号に規定する公益法人等に該当することとなったときは、その該当することとなった日の前日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限が到来した場合（法53④）

カ アからオまでの場合において、法人の道府県民税の確定申告書の提出期限後

に当該法人の道府県民税の確定申告書の提出があった場合、又は当該法人の道府県民税の確定申告書に係る事業年度_____の法人税割について法第55条第2項の規定による決定があった場合（法53⑤）

キ 法第53条第56項各号に掲げる事実が生じたときに、その事実が生じた日以後1年以内に法人から還付の請求があり、その請求に理由がある場合（法53⑥）

49 道府県は、法人税額_____に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額が生ずるときは、当該金額を更正の日の属する事業年度_____の開始の日から1年以内に開始する各事業年度_____の法人税割額から順次控除することとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法53⑤⑥・⑦）

(1) 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第7条第1項に規定する合意に基づき国税通則法第24条又は第26条の規定による更正が行われた場合とは、同項の規定により税務署長が国税通則法第24条又は第26条の規定により更正をした場合をいうものであること。（法53⑤）

(2) 更正の請求があった日の翌日から起算して3月を経過した日以後に更正を行った場合には、法第53条第50項_____の規定は適用されないものであること。

なお、更正の請求がなく更正を行った場合には、常に同項_____の規定は適用されるものであること。（法53⑥）

(3) 法第55条第1項又は第3項の規定による更正をした場合において、法第53条第50項_____の規定の適用を受ける金額があるときは、法第55条第4項の通知の際に法第53条第50項_____の規定の適用がある旨及び同項_____の規定により繰越控除の対象となる金額を併せて通知するものであること。

に当該法人の道府県民税の確定申告書の提出があった場合、又は当該法人の道府県民税の確定申告書に係る事業年度若しくは連結事業年度の法人税割について法第55条第2項の規定による決定があった場合（法53④）

キ 法第53条第35項各号に掲げる事実が生じたときに、その事実が生じた日以後1年以内に法人から還付の請求があり、その請求に理由がある場合（法53⑦）

49 道府県は、法人税額又は個別帰属法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額が生ずるときは、当該金額を更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度の開始の日から1年以内に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度の法人税割額から順次控除することとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法53⑧⑨・⑩）

(1) 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第7条第1項に規定する合意に基づき国税通則法第24条又は第26条の規定による更正が行われた場合とは、同項の規定により税務署長が国税通則法第24条又は第26条の規定により更正をした場合をいうものであること。（法53⑧・⑨）

(2) 更正の請求があった日の翌日から起算して3月を経過した日以後に更正を行った場合には、法第53条第28項及び第29項の規定は適用されないものであること。

なお、更正の請求がなく更正を行った場合には、常にこれらの規定は適用されるものであること。（法53⑩・⑪）

(3) 法第55条第1項又は第3項の規定による更正をした場合において、法第53条第28項又は第29項の規定の適用を受ける金額があるときは、法第55条第4項の通知の際に法第53条第28項又は第29項の規定の適用がある旨及びこれらの規定により繰越控除の対象となる金額を併せて通知するものであること。

(4) 法人が適格合併により解散をした後に法第53条第50項及び第51項に規定する法第55条第1項又は第3項の規定による更正があった場合にも控除が認められるものであること。(法53㉔)

(5) 繰越控除は、各事業年度_____の確定申告に係る法人税割額からのみ行うものであること。

なお、法人税割額からの税額控除としては、控除対象所得税額等相当額_____の控除、外国税額控除及び税額控除不足額相当額の控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の控除並びに租税条約の実施に係る還付すべき金額の控除があるが、まず控除対象所得税額等相当額_____、外国税額及び税額控除不足額相当額、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の順に控除をし、既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。(法53㉕)

また、税額控除超過額相当額の法人税割額への加算は、上記の税額控除の前に行うものであること。

49の2 道府県は、地域再生法の一部を改正する法律(平成28年法律第30号)の施行の日から令和7年3月31日までの間に、法人税法の規定による青色申告書の提出の承認を受けている法人_____

_____が、地域再生法(平成17年法律第24号)第8条第1項に規定する認定地方公共団体(以下49の2において「認定地方公共団体」という。)に対して当該認定地方公共団体が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業(当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法

(4) 法人が適格合併により解散をした後に法第53条第28項から第30項までに規定する法第55条第1項又は第3項の規定による更正があった場合にも控除が認められるものであること。(法53㉖)

(5) 繰越控除は、各事業年度又は各連結事業年度の確定申告に係る法人税割額からのみ行うものであること。

なお、法人税割額からの税額控除としては、控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除、外国税額控除_____、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の控除及び租税条約の実施に係る還付すべき金額の控除があるが、まず控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額、外国税額_____、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の順に控除をし、既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。(法53㉗)

49の2 道府県は、地域再生法の一部を改正する法律(平成28年法律第30号)の施行の日から令和7年3月31日までの間に、法人税法の規定による青色申告書の提出の承認を受けている法人又は連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7

に規定する連結親法人をいう。以下49の2において同じ。)若しくは当該連結親法人との間に連結完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。)がある連結子法人(法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいい、同条第16号に規定する連結申告法人に限る。以下49の2において同じ。)が、地域再生法(平成17年法律第24号)第8条第1項に規定する認定地方公共団体(以下49の2において「認定地方公共団体」という。)に対して当該認定地方公共団体が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業(当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法

第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。)に
関連する寄附金(その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に
利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く
。以下49の2において「特定寄附金」という。)を支出した場合には、当該特定
寄附金を支出した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む
事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下49の2において「寄附金支出事業
年度」という。) _____
_____において、法附則第8条の2
の2第1項から第3項までの規定による控除(以下49の2において「特定寄附金
税額控除」という。)を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸
点に留意すること。

(1) 特定寄附金税額控除は、法第53条第1項(同項に規定する予定申告法人に
係る部分を除く。)、第34項又は第35項 _____
_____の規定により申告納付すべ
き道府県民税の法人税割額(税額控除超過額相当額の加算をしないで計算した金
額とする。)からのみ行うものであること。(法附則8の2の2①)

なお、特定寄附金税額控除の適用がある場合における法人税割額からの税額控
除は、まず特定寄附金税額控除による控除をし、次に控除対象所得税額等相当額

_____, 外国税額及び税額控除不足額相当額、仮装
経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の順に控除をし、既に納付
すべきことが確定している法人税割額がある場合にはこれを控除した後に、租税
条約の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。(法附則8の2の

第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。)に
関連する寄附金(その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に
利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く
。以下49の2において「特定寄附金」という。)を支出した場合には、当該特定
寄附金を支出した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む
事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下49の2において「寄附金支出事業
年度」という。) 又は当該特定寄附金を支出した日を含む連結事業年度(以下49
の2において「寄附金支出連結事業年度」という。)において、法附則第8条の2
の2第1項から第6項までの規定による控除(以下49の2において「特定寄附金
税額控除」という。)を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸
点に留意すること。

(1) 次に掲げる連結親法人又は連結子法人は、特定寄附金税額控除の適用を受け
られないものであること。(法附則8の2の2④)

- ア 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人
- イ 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人
- ウ 清算中の連結子法人

(2) 特定寄附金税額控除は、法第53条第1項(同項に規定する予定申告法人に
係る部分を除く。)、第4項、第22項又は第23項の規定により申告納付すべ
き道府県民税の法人税割額 _____
_____からのみ行うものであること。(法附則8の2の2①・③)

なお、特定寄附金税額控除の適用がある場合における法人税割額からの税額控
除は、まず特定寄附金税額控除による控除をし、次に控除対象所得税額等相当額
又は個別控除対象所得税額等相当額、外国税額 _____、仮装
経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の順に控除をし、既に納付
すべきことが確定している法人税割額がある場合にはこれを控除した後に、租税
条約の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。(法附則8の2の

2③)

(2) 特定寄附金税額控除による控除額は、特定寄附金の額の合計額（2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を法第57条第1項の規定による道府県民税の法人税割の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額）の100分の5.7に相当する金額とすること。ただし、当該控除額が当該法人の当該寄附金支出事業年度_____の特定寄附金税額控除、税額控除超過額相当額の加算、控除対象所得税額等相当額_____の控除、外国税額控除及び税額控除不足額相当額の控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の控除並びに租税条約の実施に係る還付すべき金額の控除をしないで計算した場合の道府県民税の法人税割額（当該法人税割額のうち法人税法第89条（同法第145条の5において準用する場合を含む。）の申告書に係る法人税額が含まれている場合には、当該法人税額をないものとして計算した場合の道府県民税の法人税割額とする。）の100分の20を超えるときは、その控除する金額は当該100分の20に相当する金額とすること。（法附則8の2の2①）

(3) 特定寄附金税額控除の適用を受けられるのは、仮決算に係る中間申告書、確定申告書（控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した規則第7号の3様式及び当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第14条第1項の規定により交付する書類の写しの添付がある場合に限ること。また、(2)の控除額の計算の基礎となる特定寄附金の額は、仮決算に係る中間申告書又は確定申告書に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額を限度とすること。（法附則8の2の2②）

50 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項

2⑥)

(3) 特定寄附金税額控除による控除額は、特定寄附金の額の合計額（2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を法第57条第1項の規定による道府県民税の法人税割の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額）の100分の5.7に相当する金額とすること。ただし、当該控除額が当該法人の当該寄附金支出事業年度又は当該寄附金支出連結事業年度の特定寄附金税額控除_____、控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除、外国税額控除_____、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の控除及び租税条約の実施に係る還付すべき金額の控除をしないで計算した場合の道府県民税の法人税割額（当該法人税割額のうち法人税法第89条（同法第145条の5において準用する場合を含む。）の申告書に係る法人税額が含まれている場合には、当該法人税額をないものとして計算した場合の道府県民税の法人税割額とする。）の100分の20を超えるときは、その控除する金額は当該100分の20に相当する金額とすること。（法附則8の2の2①・③）

(4) 特定寄附金税額控除の適用を受けられるのは、仮決算に係る中間申告書、確定申告書（控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した規則第7号の3様式及び当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第14条第1項の規定により交付する書類の写しの添付がある場合に限ること。また、(3)の控除額の計算の基礎となる特定寄附金の額は、仮決算に係る中間申告書又は確定申告書に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額を限度とすること。（法附則8の2の2②・⑤）

50 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項

の適用前の法人税額 _____

_____を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項（(7)、(17)及び(18)を除く。）の適用前の法人税額をいうものであり、したがって法人が現実には納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。（法23①Ⅳ）

(1)～(4) 略

(5) 一般試験研究費に係る法人税額の特別控除 _____
_____（中小企業者等（租税特別措置法第42条の4第4項に規定する中小企業者等をいう。以下(5)において同じ。_____）の試験研究費に係るもの（中小企業者等の当該事業年度又は当該中小企業者等に係る同条第8項第3号イの他の通算法人の同項第2号に規定する他の事業年度において同項第5号に規定する当初申告税額控除可能分配額（同項第3号の中小企業者等税額控除限度額に係るものに限る。）がある場合における同項第6号ロ又は第7号の規定による加算を含む。）を除く。）（措置法42の4、法附則8①・③）

(6) 特別試験研究費に係る法人税額の特別控除（中小企業者等（租税特別措置法第42条の12の5第2項に規定する中小企業者等をいう。以下(6)、(7)、(10)、(11)、(12)、(14)、(15)及び(16)において同じ。）の試験研究費に係るもの（当該中小企業者等に係る同法第42条の4第18項において準用する同条第8項第6号ロ又は第7号の規定による加算を含む。）を除く。）（措置法42の4、法附則8②・④）

(7) 一般試験研究費又は特別試験研究費に係る法人税額の特別控除について、過去適用事業年度等（租税特別措置法第42条の4第13項（同条第18項において準用する場合を含む。以下(7)において同じ。）に規定する過去適用事業年度等をいう。以下(7)において同じ。）における取戻税額等に超過があつた場合の同条第13項の規定による控除（中小企業者等の過去適用事業年度等における取

の適用前の法人税額（法人税法第81条の19第1項（同法第81条の20第1項の規定が適用される場合を含む。）及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項（(15) _____及び(16)を除く。）の適用前の法人税額をいうものであり、したがって法人が現実には納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。（法23①Ⅳ）

(1)～(4) 略

(5) 試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除及び特別試験研究費に係る法人税額の特別控除（中小企業者等（租税特別措置法第42条の4第4項に規定する中小企業者等をいう。以下50及び50の2において同じ。）の試験研究費に係るもの _____

_____を除く。）（措置法42の4、法附則8①・②）

戻税額等に超過があった場合の同項の規定による控除を除く。）（措置法４２の４、法附則８②）

(8)～(10) 略

(11) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法４２の１１の３②・⑤・⑥、法附則８⑥）

(12) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法４２の１２、法附則８⑦）

(13) 略

(14) 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法４２の１２の５、法附則８⑧・⑨）

(15) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法４２の１２の６②・⑤・⑥、法附則８⑩）

(16) 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法４２の１２の７④～⑥・⑨・⑩、法附則８⑪・⑫）

(17) 法人税額からの外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除（措置法６６の７③～⑤・⑦～⑨）

(18) 法人税額からの外国関係法人に係る控除対象所得税額等相当額の控除（措置法６６の９の３③・④・⑥～⑧）

５０の２ ５０(５)における中小企業者等とは租税特別措置法第４２条の４第４項に規定する中小企業者等をいうものであるが、この場合の中小企業者等には、通算親法人が租税特別措置法施行令第２７条の４第１項に規定する中小通算農業協同組合等に該当する場合の当該通算子法人が含まれるものであることに留意すること。（措置令２７の４②、令附則５の２の３）

５０の３ ５０(５)、(６)、(７)、(１０)、(１１)、(１２)、(１４)、(１５)及び(１６)における

(6)～(8) 略

(9) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法４２の１１の３②・⑤・⑥、法附則８⑦）

(10) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法４２の１２、法附則８⑨）

(11) 略

(12) 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法４２の１２の５、法附則８⑪・⑬）

(13) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法４２の１２の６②・⑤・⑥、法附則８⑭）

(14) 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法４２の１２の７④～⑥・⑨・⑩、法附則８⑰・⑱）

(15) 法人税額からの外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除（措置法６６の７④～⑥・⑧～⑩）

(16) 法人税額からの外国関係法人に係る控除対象所得税額等相当額の控除（措置法６６の９の３④・⑤・⑦～⑨）

５０の２ ５０(５)、(８)、(９)、(１０)、(１２)、(１３) 及び(１４)における

中小企業者等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

- (1) 法人が50(5)、(6)、(7)、(12)及び(14)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況により判定するものとする。
- (2) 法人が50(10)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定事業用機械等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。
- (3) 法人が50(11)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定建物等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。
- (4) 法人が50(15)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。
- (5) 法人が50(16)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、租税特別措置法第42条の12の7第4項の規定により控除された金額がある場合にあってはその取得等をした情報技術事業適応設備を事業の用に供した日の現況により判定するものとし、同条第5項の規定により控除された金額がある場合にあっては当該事業年度終了の時の現況により判定するものとし、同条第6項の規定により控除された金額がある場合にあってはその取得等をした生産工程効率化等設備等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

中小企業者等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

- (1) 法人が50(5)、(10)及び(12)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況により判定するものとする。
- (2) 法人が50(8)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定事業用機械等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。
- (3) 法人が50(9)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定建物等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。
- (4) 法人が50(13)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。
- (5) 法人が50(14)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、租税特別措置法第42条の12の7第4項の規定により控除された金額がある場合にあってはその取得等をした情報技術事業適応設備を事業の用に供した日の現況により判定するものとし、同条第5項の規定により控除された金額がある場合にあっては当該事業年度終了の時の現況により判定するものとし、同条第6項の規定により控除された金額がある場合にあってはその取得等をした生産工程効率化等設備等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

50の3 法人税割の課税標準である個別帰属法人税額とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額をいうものであること。(法23①ⅣのⅡ)

- (1) 個別帰属特別控除取戻税額等がない場合であって調整前個別帰属法人税額が0以上であるとき又は、個別帰属特別控除取戻税額等がある場合であって調整前個別帰属法人税額が個別帰属特別控除取戻税額等以上であるとき 調整前個別帰属法人税額

(2) 個別帰属特別控除取戻税額等がない場合であって調整前個別帰属法人税額が0を下回るとき 0

(3) 個別帰属特別控除取戻税額等がある場合であって調整前個別帰属法人税額が個別帰属特別控除取戻税額等を下回るとき 個別帰属特別控除取戻税額等

50の4 調整前個別帰属法人税額とは、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額がある場合には、当該法人税の負担額として帰せられる金額に次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額をいい、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額がある場合には、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から当該法人税の減少額として帰せられる金額を差し引いた額をいうものであること。(法23④IVのⅢ)

(1) 法人税額からの利子及び配当等に係る所得税額の控除額(法人税法81の18②Ⅱ)

(2) 法人税額からの外国税額の控除額(法人税法81の18③Ⅲ)

(3) 法人税額からの分配時調整外国税相当額の控除額(法人税法81の18④Ⅳ)

(4) 連結欠損金の繰戻しによる還付額(法人税法81の18⑤Ⅴ)

(5) 試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除及び特別試験研究費に係る法人税額の特別控除(法附則第8条第3項に規定する中小連結親法人等(以下50の4及び50の6において「中小連結親法人等」という。)の試験研究費に係るものを除く。)(措置法68の9、法附則8③・④)

(6) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(措置法68の14②・⑥・⑦)

(7) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(措置法68の14の2②・⑥・⑦)

- (8) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小連結親法人等に係るものを除く。）（措置法68の14の3②・④・⑥・⑦、法附則8⑥）
- (9) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小連結親法人等に係るものを除く。）（措置法68の15②・④・⑥・⑦、法附則8⑧）
- (10) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（中小連結親法人等に係るものを除く。）（措置法68の15の2、法附則8⑩）
- (11) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除（措置法68の15の3）
- (12) 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（中小連結親法人等に係るものを除く。）（措置法68の15の6、法附則8⑫・⑭）
- (13) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除（中小連結親法人等に係るものを除く。）（措置法68の15の6の2、法附則8⑯）
- (14) 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（中小連結親法人等に係るものを除く。）（措置法68の15の7、法附則8⑱・㉔）
- (15) 法人税額からの外国関係会社に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除（措置法68の91④・⑤・⑦～⑨）
- (16) 法人税額からの外国関係法人に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除（措置法68の93の3④・⑤・⑦～⑨）
- 50の5** 個別帰属特別控除取戻税額等とは、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額をいうものであること。（法23①IVのIV、令6の23）
- (1) 中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除額がある場合の

連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法68の11⑤）

(2) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除額がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法68の13④）

(3) 中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除額がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法68の15の5⑤）

(4) 使途秘匿金の支出に対する法人税額（措置法68の67①）

(5) 土地譲渡利益金額に対する法人税額（措置法68の68①・⑨・68の69①）

50の6 50の4(5)、(8)、(9)、(10)、(12)、(13)及び(14)における中小連結親法人等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1) 法人が50の4(5)、(10)及び(12)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、当該連結事業年度終了の時の現況により判定するものとする。

(2) 法人が50の4(8)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定事業用機械等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

(3) 法人が50の4(9)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定建物等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

(4) 法人が50の4(13)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

(5) 法人が50の4(14)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、租税特別措置法第68条の15の7第4項の規定により控除された金額がある場合にあってはその取得等をした情報技術事業適応設備を事業の用に供した

5 3 法人が通算制度の適用を受ける場合には、法人税法第57条第6項の規定により、同項に規定する時価評価除外法人に該当しない法人については、当該法人の通算承認の効力が生じた日以前に開始した各事業年度において生じた欠損金額は、通算承認の効力が生じた日以後に開始する各事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入できないこととされており、また、時価評価除外法人に該当する法人であっても、同条第8項の規定により、通算承認の効力が生じた後に当該通算法人と他の通算法人が共同で事業を行う場合等に該当しない場合において、当該法人が同項に規定する支配関係発生日以後に新たな事業を開始した場合には、通算承認の効力が生じた日以前に開始した各事業年度において生じた欠損金額は、一部を除き通算承認の効力が生じた日以後に開始する各事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入できないこととされているが、法人の道府県民税については、これらの損金の額に算入できないこととされた欠損金額（以下53において「通算適用前欠損金額」という。）を基に算定した控除対象通算適用前欠損調整額を10年間に限って法人税割の課税標準となる法人税額から控除するものであること。（法53③）

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 通算適用前欠損金額の計算の基礎となる欠損金額には、法人税法第57条第2項の規定により欠損金額とみなされたものを含み、同条第4項、第5項又は第9項の規定によりないものとされたものを含まないものであること。（令8の12①）

また、通算適用前欠損金額が生じた事業年度について法人税の確定申告書が提出され、かつ、その後において連続して法人税の確定申告書が提出されている場合における当該欠損金額に限るものであること。（令8の12②）

日の現況により判定するものとし、同条第5項の規定により控除された金額がある場合にあつては当該連結事業年度終了の時の現況により判定するものとし、同条第6項の規定により控除された金額がある場合にあつてはその取得等をした生産工程効率化等設備等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

5 3 法人が連結納税の適用を受ける場合には、法人税法第81条の9第2項及び同条第4項に定める場合を除くほか、当該法人の連結納税適用前に生じた欠損金額又は災害損失欠損金額は連結所得の計算上損金の額に算入できないこととされているが、法人の道府県民税については、当該損金の額に算入できない欠損金額又は災害損失欠損金額を基に算定した控除対象個別帰属調整額を10年間に限って法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から控除することとしていること。（法53⑤）

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 控除対象個別帰属調整額の算定の基礎となる欠損金額には、法人税法第57条第2項の規定により欠損金額とみなされたもの（最初連結事業年度の開始の日後に法人税法に規定する適格合併又は法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定（以下53、53の2及び53の3において「適格合併等」という。）した場合の欠損金額は除く。）及び同条第6項の規定により欠損金額とみなされたものを含み、同条第4項又は第5項の規定によりないものとされるものは含まないものであること。また、控除対象個別帰属調整額の算定の基礎となる災害損失欠損金額には、同法第58条第2項の規定により災害損失欠損金額とみなされたもの（最初連結事業年度の開始の日後に適格合併等が行われた場合の災害損失欠損金額を除く。）を含み、同条第3項の規定によりないものとされたものを含まないものであること。

(2) 適格合併等が行われた場合において、被合併法人又は残余財産が確定した法人（以下53、53の2及び53の3において「被合併法人等」という。）について控除対象個別帰属調整額（当該適格合併等の日前10年以内に開始した事業

(2) 平成30年4月1日前に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る控除対象通算適用前欠損調整額については、当該事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る控除対象通算適用前欠損調整額に限り法人税割の課税標準となる法人税額から控除できるものであること。(令和2年9月改正令附則3⑫)

(3) 控除対象通算適用前欠損調整額は、通算適用前欠損金額に、通算承認の効力が生じた日以後最初に終了する事業年度(以下53において「最初通算事業年度」という。)終了の日(次に掲げる控除対象通算適用前欠損調整額については、次に定める日)における法第53条第4項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて算定するものであること。(法53④)

ア 2以上の最初通算事業年度がある場合のそれぞれの通算適用前欠損金額に係る控除対象通算適用前欠損調整額 それぞれの通算適用前欠損金額が生じた事業年度後最初の最初通算事業年度終了の日(法53④)

イ 通算承認の効力が生じた日の属する事業年度終了の日後に新たな事業を開始した場合の法人税法第57条第8項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額に係る控除対象通算適用前欠損調整額 新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度終了の日(令8の14①)

ウ 最初通算事業年度について仮決算に係る中間申告をする場合の控除対象通算適用前欠損調整額 当該事業年度(通算子法人の場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人の事業年度)開始の日以後6月を経過した日(以下この節において「6月経過日」という。)の前日(令8の14②)

また、最初通算事業年度について仮決算に係る中間申告をし、その後の確定申告において法人税割の課税標準となる法人税額から控除対象通算適用前欠損調整額を控除する場合には、上記ウの控除対象通算適用前欠損調整額を控除するのではなく、通算適用前欠損金額に、最初通算事業年度終了の日における法第53条第4項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じ

年度に係る当該控除対象個別帰属調整額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。)があるときは、当該控除対象個別帰属調整額は、合併法人又は残余財産が確定した法人の株主である法人(53の2及び53の3において「合併法人等」という。)の道府県民税の法人税割の課税標準である法人税額又は個別帰属法人税額から繰越控除するものであること。(法53⑦)

(3) 控除対象個別帰属調整額は、法人の最初連結事業年度において法人税法第81条の9第2項の適用がないことを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合に限り、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から控除することができるものであること。なお、2以上の最初連結事業年度がある場合は、それぞれの連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額が生じた事業年度後最初の最初連結事業年度においてのみ法人税法第81条の9第2項の適用がないことを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書を提出することで足りるものであること。(法53⑧)

(4) 法人税法第81条の9第2項の適用がないことを証する書類として確定申告書に添付するものには、連結親法人が最初連結事業年度において国の税務官署に提出する法人税の明細書(別表7の2付表1)の写し、連結親法人の設立後に連結子法人が設立されたことを確認することができる書類等が考えられること。

当該法人税の明細書の写しにより法人税法第81条の9第2項の適用がないことを判定する場合には、「連結法人名」の欄に当該法人の名称が記載されていないことを確認する必要があること。

なお、株式移転制度は平成11年10月1日から導入されたものであるから、同日前に設立された連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人については、当該連結親法人の設立年月日を確認することができる書類の添付で足りるものであること。(法53⑧)

て算定した控除対象通算適用前欠損調整額を控除するものであること。

(4) 適格合併又は完全支配関係がある他の法人の残余財産の確定（以下この節において「適格合併等」という。）が行われた場合において、被合併法人又は残余財産が確定した法人（以下この節において「被合併法人等」という。）について控除対象通算適用前欠損調整額（当該適格合併の日前又は当該残余財産の確定の日の翌日前10年以内に開始した事業年度（以下この節において「前10年内事業年度」という。）に係る当該控除対象通算適用前欠損調整額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。）があるときは、当該控除対象通算適用前欠損調整額は、合併法人又は残余財産が確定した法人の株主である法人（以下この節において「合併法人等」という。）の法人税割の課税標準となる法人税額から繰越控除するものであること。（法53⑤）

(5) 控除対象通算適用前欠損調整額は、通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度について法人税法第57条第6項又は第8項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合に限り、法人税割の課税標準となる法人税額から控除することができるものであること。（法53⑥）

なお、次の諸点に留意すること。

ア 2以上の最初通算事業年度がある場合は、それぞれの通算適用前欠損金額が生じた事業年度後最初の最初通算事業年度において法人税法第57条第6項又は第8項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書を提出するものであること。

イ 通算承認の効力が生じた日の属する事業年度終了の日後に新たな事業を開始した場合の法人税法第57条第8項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額に係る控除対象通算適用前欠損調整額については、新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度について、同項の規定の適用があることを

(5) 仮決算に係る中間申告書に係る法人税割の課税標準となる法人税額から控除した控除対象個別帰属調整額は、確定申告に係る法人税割の課税標準である法人税額からも控除するものであること。

証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書を提出するものであること。（令8の16の2）

（6） 法人税法第57条第6項又は第8項の規定の適用があることを証する書類として確定申告書に添付するものには、法人が最初通算事業年度又は新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度において国の税務官署に提出する法人税の明細書（別表7（2））の写し、それらの事業年度の直前の事業年度における法人税の明細書（別表7（1）、（2））の写し等が考えられること。

53の2 通算完全支配関係（通算完全支配関係に準ずる関係を含む。以下53の2において同じ。）がある時価評価除外法人に該当しない法人を被合併法人等とする適格合併等があった場合（当該適格合併の日の前日又は当該残余財産の確定した日が被合併法人等が通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなった日の前日から当該有することとなった日の属する当該通算親法人の事業年度終了の日までの期間内の日である場合等に限る。）には、法人税法第57条第7項の規定により、被合併法人等の前10年内事業年度において生じた欠損金額は、合併法人等の欠損金額とみなされず、法人税の所得の計算上損金の額に算入できないこととされているが、法人の道府県民税については、当該損金の額に算入できないこととされた欠損金額（同項第1号に係る部分に限る。以下53の2において「合併等前欠損金額」という。）を合併法人等の合併等前欠損金額とみなして、当該合併等前欠損金額を基に算定した控除対象合併等前欠損調整額を10年間に限って法人税割の課税標準となる法人税額から控除するものであること。（法53⑦・⑧）

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

（1） 合併等前欠損金額の計算の基礎となる欠損金額には、法人税法第57条第2項の規定により被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含み、同条第4項、第5項又は第9項の規定によりないものとされたものを含まないものであること。（令8の16の3①）

また、合併等前欠損金額が生じた事業年度について被合併法人等の法人税の確

53の2 控除対象個別帰属税額（0（個別帰属特別控除取戻税額等がある場合にあっては、当該個別帰属特別控除取戻税額等）から調整前個別帰属法人税額を差し引いた額で0を超えるものをいう。以下53の2において同じ。）が生じた場合においては、法人の道府県民税について、当該控除対象個別帰属税額を10年間に限って法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から控除することとしていること。（法53⑨）

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

（1） 適格合併等が行われた場合において、被合併法人等について控除対象個別帰属税額（当該適格合併等の日前10年以内に開始した連結事業年度に係る当該控除対象個別帰属税額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。）があるときは、当該控除対象個別帰属税額は、合併法人等の道府県民税の法人税割の課税標準である法人税額又は個別帰属法人税額から繰越控除するものであること。（法53⑩）

（2） 控除対象個別帰属税額は、当該控除対象個別帰属税額が生じた連結事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合に限り、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から控除することができるものであること。（法53⑪）

（3） 仮決算に係る中間申告書に係る法人税割の課税標準となる法人税額から控除した控除対象個別帰属税額は、確定申告に係る法人税割の課税標準である法人税

定申告書が提出され、かつ、その後において連続して被合併法人等の法人税の確定申告書が提出されている場合における当該欠損金額に限るものであること。（令8の16の3②）

（2）平成30年4月1日前に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る控除対象合併等前欠損調整額については、被合併法人等の適格合併の日前9年以内又は残余財産確定の日の翌日前9年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額に限り、合併法人等において生じた合併等前欠損金額とみなして、当該合併等前欠損金額に係る控除対象合併等前欠損調整額を法人税割の課税標準となる法人税額から控除できるものであること。（令和2年9月改正令附則3⑬）

（3）控除対象合併等前欠損調整額は、合併等前欠損金額に、合併等事業年度（適格合併の日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度をいう。以下53の2において同じ。）終了の日における法第53条第4項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて算定するものであること。（法53⑨）

なお、合併等事業年度について仮決算に係る中間申告をする場合の控除対象合併等前欠損調整額については、合併等前欠損金額に、6月経過日の前日における法第53条第4項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて算定するものであること。（令8の16の7）

また、合併等事業年度について仮決算に係る中間申告をし、その後の確定申告において法人税割の課税標準となる法人税額から控除対象合併等前欠損調整額を控除する場合には、上記の仮決算に係る中間申告をする場合の控除対象合併等前欠損調整額を控除するのではなく、合併等前欠損金額に、合併等事業年度終了の日における法第53条第4項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて算定した控除対象合併等前欠損調整額を控除するものであること。

（4）控除対象合併等前欠損調整額は、合併法人等が合併等事業年度において、合

額からも控除するものであること。

併等前欠損金額について法人税法第57条第7項の規定により同条第2項の規定の適用がないことを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書を提出し、合併等事業年度後最初の事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合に限り、法人税割の課税標準となる法人税額から控除することができるものであること。(法53⑦・⑩)

(5) 法人税法第57条第7項の規定により同条第2項の規定の適用がないことを証する書類として確定申告書に添付するものには、通算法人が合併等事業年度の国税務官署に提出する法人税の明細書(別表7(2))の写し、被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度に係る法人税の明細書(別表7(1))の写し等が考えられること。

53の3 通算法人に所得金額が生じ他の通算法人に欠損金額が生じる場合には、他の通算法人に生じた欠損金額を当該通算法人に配分し、法人税法第64条の5第1項の規定により、当該配分された欠損金額を当該通算法人の所得の計算上損金の額に算入し、同条第3項の規定により、当該他の通算法人が当該通算法人に配分した欠損金額を当該他の通算法人の所得の計算上益金の額に算入することとされているが、法人の道府県民税については、同条第1項の規定により所得の計算上損金の額に算入された金額((1)において「通算対象欠損金額」という。)を基に算定した加算対象通算対象欠損調整額を法人税割の課税標準となる法人税額に加算することとし、同条第3項の規定により益金の額に算入された金額(以下53の3において「通算対象所得金額」という。)を基に算定した控除対象通算対象所得調整額を10年間に限って法人税割の課税標準となる法人税額から控除するものであること。(法53⑪~⑬)

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 加算対象通算対象欠損調整額は、通算対象欠損金額に、当該事業年度終了の日における法第53条第4項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて算定するものであること。(法53⑫)

なお、仮決算に係る中間申告をする場合の加算対象通算対象欠損調整額については、通算対象欠損金額に、6月経過日の前日における法第53条第4項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて算定するのであること。（令8の16の8）

(2) 控除対象通算対象所得調整額は、通算対象所得金額に、当該通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日（次に掲げる控除対象通算対象所得調整額については、次に定める日）における法第53条第14項各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて算定するものであること。（法53⑭）

ア 通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度について仮決算に係る中間申告をする場合の控除対象通算対象所得調整額 6月経過日の前日（令8の17の2①）

イ 被合併法人等の通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日が適格合併の前日又は残余財産の確定の日である場合の被合併法人等の控除対象通算対象所得調整額 当該通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日（令8の17の2②）

また、通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度について仮決算に係る中間申告をし、その後の確定申告において法人税割の課税標準となる法人税額から控除対象通算対象所得調整額を控除する場合には、上記アの控除対象通算対象所得調整額を控除するのではなく、通算対象所得金額に、当該通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日における法第53条第14項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて算定した控除対象通算対象所得調整額を控除するものであること。

(3) 適格合併等が行われた場合において、被合併法人等について控除対象通算対象所得調整額（前10年内事業年度に係る当該控除対象通算対象所得調整額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。）がある

ときは、当該控除対象通算対象所得調整額は、合併法人等の法人税割の課税標準となる法人税額から繰越控除するものであること。(法53⑮)

(4) 控除対象通算対象所得調整額は、法人が通算対象所得金額の生じた事業年度について法人税法第64条の5第3項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合に限り、法人税割の課税標準となる法人税額から控除することができるものであること。(法53⑯)

(5) 法人税法第64条の5第3項の規定の適用があることを証する書類として確定申告書に添付するものには、法人が通算対象所得金額の生じた事業年度において国の税務官署に提出する法人税の明細書(別表7の3)の写し等が考えられること。

53の4 通算法人の欠損金の繰越控除については、法人税法第64条の7第1項第2号の規定により通算グループ内の各通算法人に生じた欠損金額のうち特定欠損金額(通算制度の開始・加入前に生じた欠損金額等で他の通算法人に配賦できないものをいう。)以外のもの(以下53の4において「非特定欠損金額」という。)を各通算法人に配賦し、当該配賦された欠損金額(以下53の4において「非特定欠損金配賦額」という。)に同項第3号ロに規定する非特定損金算入割合(以下53の4において「非特定損金算入割合」という。)を乗じた金額を法人税の所得の計算上損金の額に算入することとされているが、法人の道府県民税については、通算法人に配賦された非特定欠損金配賦額が当該通算法人に生じた非特定欠損金額を超える場合、すなわち他の通算法人から非特定欠損金額を配賦された場合には、当該超える額に非特定損金算入割合を乗じた金額((1)において「被配賦欠損金控除額」という。)を基に算定した加算対象被配賦欠損調整額を法人税割の課税標準となる法人税額に加算し、通算法人に配賦された非特定欠損金配賦額が当該通算法人に生じた非特定欠損金額に満たない場合、すなわち他の通算法人に非特定欠損金額を配賦した場合には、当該満たない額に非特定損金算入割合を乗じた金額(以下53

の4において「配賦欠損金控除額」という。)を基にして算定した控除対象配賦欠損調整額を10年間に限って法人税割の課税標準となる法人税額から控除するものであること。(法53⑰・⑱)

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 加算対象被配賦欠損調整額は、被配賦欠損金控除額に、当該事業年度終了の日における法第53条第4項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて算定するものであること。(法53⑱)

なお、仮決算に係る中間申告をする場合の加算対象被配賦欠損調整額については、被配賦欠損金控除額に、6月経過日の前日における法第53条第4項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて算定するものであること。(令8の19の2)

(2) 控除対象配賦欠損調整額は、配賦欠損金控除額に、当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日(次に掲げる控除対象配賦欠損調整額については、次に定める日)における法第53条第14項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて算定するものであること。(法53⑳)

ア 配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度について仮決算に係る中間申告をする場合の控除対象配賦欠損調整額 6月経過日の前日(令8の19の4①)

イ 被合併法人等の配賦欠損金控除額の生じた事業年度終了の日が適格合併の日の前日又は残余財産の確定の日である場合の被合併法人等の控除対象配賦欠損調整額 当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度終了の日(令8の19の4②)

また、配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度について仮決算に係る中間申告をし、その後の確定申告において法人税割の課税標準となる法人税額から控除対象配賦欠損調整額を控除する場合には、上記アの控除対象配賦欠損

調整額を控除するのではなく、配賦欠損金控除額に、当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日における法第53条第14項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて算定した控除対象配賦欠損調整額を控除するものであること。

(3) 適格合併等が行われた場合において、被合併法人等について控除対象配賦欠損調整額（前10年内事業年度に係る当該控除対象配賦欠損調整額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。）があるときは、当該控除対象配賦欠損調整額は、合併法人等の法人税割の課税標準である法人税額から繰越控除するものであること。（法53㉑）

(4) 控除対象配賦欠損調整額は、法人が配賦欠損金控除額の生じた事業年度について法人税法第57条第1項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合に限り、法人税割の課税標準となる法人税額から控除することができるものであること。（法53㉒）

(5) 法人税法第57条第1項の規定の適用があることを証する書類として確定申告書に添付するものには、法人が配賦欠損金控除額の生じた事業年度において国の税務官署に提出する法人税の明細書（別表7(2)付表1）の写し等が考えられること。

53の5 法人が法人税法第80条又は第144条の13の規定により法人税額について欠損金の繰戻しによる還付を受けた場合 _____
_____には、法人の道府県民税については、この _____制度をとらず、内国法人にあつては、内国法人の控除対象還付法人税額 _____を法人税割の課税標準となる法人税額 _____から、外国法人にあつては、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額を恒久的施設帰属所得に対する法人税額から、外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額を恒久的施設非帰属所

53の3 法人が法人税法第80条又は第144条の13の規定により法人税額について欠損金の繰戻しによる還付を受けた場合又は同法第81条の31の規定により還付を受ける金額のうち当該法人に帰せられる金額がある場合には、法人の道府県民税については、これらの制度をとらず、内国法人にあつては、内国法人の控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額を法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、外国法人にあつては、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額を恒久的施設帰属所得に対する法人税額から、外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額を恒久的施設非帰属所

法53⑭)

(2) 内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額は_____、当該内国法人の控除対象還付法人税額、当該外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は当該外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額の計算の基礎となった欠損金額に係る事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合に限り、_____

_____内国法人にあつては_法人税割の課税標準となる法人税額_____から、外国法人にあつては_恒久的施設帰属所得に対する法人税額又は恒久的施設非帰属所得に対する法人税額から、それぞれ控除することができるものであること。(法53⑮)

(3) 仮決算に係る中間申告書に係る法人税割の課税標準となる法人税額から控除した内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は_____外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額_____は、確定申告に係る法人税割の課税標準である法人税額からも控除するものであることに留意すること。

53の6 通算法人が法人税法第80条の規定により法人税額について欠損金の繰戻しによる還付を受けた場合には、法人の道府県民税については53の5と同様にこの制度をとらず、当該通算法人の事業年度又は中間期間(同条第5項に規定する中間期間をいう。以下53の6において同じ。)に生じた欠損金額で同条第12項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額と同条第13項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額の合計額(以下53の6において「還付対象欠損金額」という。)を基に算定した控除対象

法53⑬・⑯)

(2) 内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額にあつては、当該内国法人の控除対象還付法人税額、当該外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は当該外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額の計算の基礎となった欠損金額に係る事業年度_____以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合に限り、控除対象個別帰属還付税額にあつては、当該控除対象個別帰属還付税額の計算の基礎となった連結欠損金額に係る連結事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合に限り、内国法人にあつては、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、外国法人にあつては、恒久的施設帰属所得に対する法人税額又は恒久的施設非帰属所得に対する法人税額から、それぞれ控除することができるものであること。(法53⑭・⑰)

(3) 仮決算に係る中間申告書に係る法人税割の課税標準となる法人税額から控除した内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額若しくは外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額は、確定申告に係る法人税割の課税標準である法人税額からも控除するものであることに留意すること。

還付対象欠損調整額を10年間に限って法人税割の課税標準となる法人税額から控除するものであること。(法53㉔)

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 控除対象還付対象欠損調整額は、還付対象欠損金額に当該還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度終了の日(次に掲げる控除対象還付対象欠損調整額については、次に定める日)における法第53条第14項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて算定するものであること。(法53㉕)

ア 還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度について仮決算に係る中間申告をする場合の控除対象還付対象欠損調整額 6月経過日の前日(令8の23の2①)

イ 被合併法人等の還付対象欠損金額の生じた事業年度終了の日が適格合併の日の前日又は残余財産の確定の日である場合の被合併法人等の控除対象還付対象欠損調整額 当該還付対象欠損金額の生じた事業年度終了の日(令8の23の2②)

また、還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度について仮決算に係る中間申告をし、その後の確定申告において法人税割の課税標準となる法人税額から控除対象還付対象欠損調整額を控除する場合には、上記アの控除対象還付対象欠損調整額を控除するのではなく、還付対象欠損金額に、当該還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度終了の日における法第53条第14項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて算定した控除対象還付対象欠損調整額を控除するものであること。

(2) 適格合併等が行われた場合において、被合併法人等について控除対象還付対象欠損調整額(適格合併の日前又は残余財産の確定の日の翌日前10年以内に開始した事業年度又は中間期間に係る控除対象還付対象欠損調整額のうち、被合併

法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。)があるときは、合併法人等の法人税割の課税標準である法人税額から繰越控除するものであること。(法53㉘)

(3) 控除対象還付対象欠損調整額は、法人が還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度について法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合に限り、法人税割の課税標準となる法人税額から控除することができるものであること。(法53㉙)

53の7 令和4年4月1日前に開始した事業年度(連結子法人の令和4年4月1日以後に開始する事業年度のうち連結親法人の事業年度が令和4年4月1日前に開始したものを含む。)及び令和4年4月1日前に開始した連結事業年度(連結子法人の令和4年4月1日以後に開始する連結事業年度のうち連結親法人の事業年度が令和4年4月1日前に開始したものを含む。)において生じた控除対象個別帰属調整額、控除対象個別帰属税額及び控除対象個別帰属還付税額については、令和4年4月1日以後に開始する事業年度の法人税割の課税標準となる法人税額から控除することができるものであること。(令和2年改正法附則5④～⑥、令和2年9月改正令附則3㉚・㉛・㉜)

54 53から53の7までの場合の控除限度額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。(法53③・⑧・⑬・⑱・㉓・㉞、法附則8③・④・8の2、令和2年改正法附則5④～⑥、令8の13・8の16の6・8の17・8の19の3・8の20・8の23、令附則5の2の4⑤～⑦・5の3、令和2年9月改正令附則3㉚・㉛・㉜)

(1) 内国法人 法人税割の課税標準である法人税額について租税特別措置法第42条の4第8項第6号ロ若しくは第7号(これらの規定を同条第18項において準用する場合を含む。)、第42条の14第1項若しくは第4項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項

54 53、53の2及び53の3の場合の控除限度額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。(法53⑤・⑨・⑫・⑮
、令8の13・8の17・8の20・8の23
)

(1) 連結申告法人以外の内国法人 法人税割の課税標準である法人税額について租税特別措置法第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の4第5項
、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項

の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

(2)及び(3) 略

なお、上記(1)から(3)までに掲げる租税特別措置法の規定により加算された金額の他に、過去に改廃され、なお効力を有する又は従前の例によることとされている租税特別措置法の規定により加算された金額がある場合は、当該加算された額を控除した額を控除限度額とすること。

5 4 の 2 加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算並びに控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額及び外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額並びに控除対象還付対象欠損調整額及び控除対象個別帰属還付税額の控除の順序については、まず加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額を加算し、次に控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額並びに控除対象配賦欠損調整額を控除した後において、内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額及び外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額並びに控除対象還付対象欠損調整額及び控除対象個別帰属還付税額を控除するものであること。(法53⑳、令和2年9月改正令附則3㉔・㉕・㉖)

5 5 法人税法第75条の2第1項の規定により通算親法人の申告期限が延長された場合には、同条第11項第2号の規定により、他の通算法人の全てにつき法人税

の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

(2) 連結申告法人 個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属法人税額から当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額

(3)及び(4) 略

5 4 の 2 控除対象個別帰属調整額、控除対象個別帰属税額
_____、内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額及び外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額並びに控除対象個別帰属還付税額_____の控除の順序については、まず控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額を控除し、次に
_____内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額及び外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額並びに控除対象個別帰属還付税額_____を控除するものであること。(法53⑳
_____)

5 5 法人税法第81条の24第1項の規定により連結親法人の申告期限が延長された場合には、当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人の申告期

の申告期限の延長がされたものとみなされるものであること。

また、次に掲げる場合には、通算子法人についても都道府県知事に届出が必要であることに留意すること。（法53⑥）

- (1) 通算親法人の申告期限の延長の処分があった場合
- (2) 通算親法人の申告期限の延長の処分が変更又は取り消された場合
- (3) 通算親法人が申告期限の延長の処分の適用を受けることをやめた場合
- (4) 法人税法第75条の2第1項に規定する申告期限の延長を受けている通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなった場合
- (5) 法人税法第75条の2第1項第5号又は第6号の規定により延長の処分が効力を失った場合

なお、国税通則法第11条の規定により、通算法人の法人税の中間申告又は確定申告の申告期限が延長された場合には、他の通算法人の全てについて法人税の中間申告又は確定申告の申告期限が延長されたものとみなされるため留意すること。（法人税法72の2、75の3参照）

56 法第53条第1項、第2項又は第34項の申告書を提出した法人は、課税標準の計算の基礎となった法人税の額について国の税務官署の更正を受けた場合

には、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においても、当該国の税務官署が当該更正の通知をした日から2月以内に限り、法第20条の9の3第1項の規定による更正の請求をすることができるものであること。この場合においては、同条第3項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、国の税務官署が当該更正の通知をした日を記載しなければならないものであること。（法53の2）

58 2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の道府県民税の課税標

限は連結親法人の申告期限と同じであるから（法53④）、連結子法人の申告期限も同様に延長されるものであること。また、次に掲げる場合には、連結子法人についても都道府県知事に届出が必要であることに留意すること。（法53④）

- (1) 連結親法人の申告期限の延長の処分があった場合
- (2) 連結親法人の申告期限の延長の処分が変更又は取り消された場合
- (3) 連結親法人が申告期限の延長の処分の適用を受けることをやめた場合
- (4) 連結親法人が延長の処分を受けている期間内に法人税法第4条の3第10項又は第11項の規定により連結納税の承認があったものとみなされた場合

56 法第53条第1項、第2項、第4項又は第22項の申告書を提出した法人は、課税標準の計算の基礎となった法人税の額について国の税務官署の更正を受けた場合（同条第2項又は第4項の申告書を提出した法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人又は連結完全支配関係があった連結親法人が法人税の額について国の税務官署の更正を受けた場合）に

には、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においても、当該国の税務官署が当該更正の通知をした日から2月以内に限り、法第20条の9の3第1項の規定による更正の請求をすることができるものであること。この場合においては、同条第3項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、国の税務官署が当該更正の通知をした日を記載しなければならないものであること。（法53の2）

58 2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の道府県民税の課税標

準となるべき法人税額_____の分割の基準となる従業者の取扱いは、法人の事業税の分割基準の従業者の取扱いと同様であること。

6 1 法人税について更正又は決定がなされた場合における法人税割額の捕捉を適確にするために、政府は当該更正又は決定に係る所得_____の金額及び法人税額_____を道府県知事に通知すべきものとされたのであるが、この措置は、市町村民税及び事業税とも関係を有するので、その趣旨において運用すべきものであること。(法63)

第3章 事業税

第1節 通則

第1 納税義務及び納税義務者

1の2 収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいう。以下この章において同じ。)以外の事業のうち、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人(法第72条の4第1項各号に掲げる法人(公共法人)、法第72条の5第1項各号に掲げる法人(2の2において「公益法人等」という。)、法第72条の24の7第7項各号に掲げる法人(特別法人)、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等(1の3において「人格のない社団等」という。)、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この章において同じ。))に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)を除く。)が行う事業及び特定ガス供給業(法第72条の2第1項第4号に掲げる事業をいう。4の7の4(2)を除き、以下この章において同じ。)が、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税の対象となるものであるが、次の諸点に留意すること。(法72の2①・②)

(1)及び(2) 略

準となるべき法人税額又は個別帰属法人税額の分割の基準となる従業者の取扱いは、法人の事業税の分割基準の従業者の取扱いと同様であること。

6 1 法人税について更正又は決定がなされた場合における法人税割額の捕捉を適確にするために、政府は当該更正又は決定に係る所得及び連結所得の金額並びに法人税額及び連結法人税額を道府県知事に通知すべきものとされたのであるが、この措置は、市町村民税及び事業税とも関係を有するので、その趣旨において運用すべきものであること。(法63)

第3章 事業税

第1節 通則

第1 納税義務及び納税義務者

1の2 収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいう。以下この章において同じ。)以外の事業のうち、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人(法第72条の4第1項各号に掲げる法人(公共法人)、法第72条の5第1項各号に掲げる法人(2の2において「公益法人等」という。)、法第72条の24の7第6項各号に掲げる法人(特別法人)、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等(1の3において「人格のない社団等」という。)、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この章において同じ。))に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)を除く。)が行う事業_____が、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税の対象となるものであるが、次の諸点に留意すること。(法72の2①・②)

(1)及び(2) 略

(3) 資本金の額又は出資金の額が1億円を超えるかどうかの判定は、各事業年度終了の日（法第72条の2第1項ただし書の規定に基づく中間申告を行う法人についてはその事業年度（通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人の事業年度）開始の日以後6月を経過した日（以下この章において「6月経過日」という。）の前日とし、清算中の法人についてはその解散の日とする。）の現況によること。

1の7 法人課税信託の受託者に係る事業税については、原則として各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等ごとにそれぞれ別の者とみなして取り扱うものであること。なお、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに規定する法人で受託法人である者に対しては、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を課することができないものであるが、同項第1号イに規定する法人で受託法人である者に対する法第72条の24の7第1項及び第5項の規定の適用については、その他の法人の区分及び特別法人以外の法人の区分が適用され、法第72条の2第1項第3号イに規定する法人で受託法人である者に対する法第72条の24の7第3項の適用については、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人の区分が適用され、事業税の額は法第72条の24の7第3項第1号イに定める金額とするものであることに留意すること。（法72の2の2）

1の8 法人事業税は、法第72条の2第1項各号に掲げる事業の区分に応じて課するものであるから、法人事業税の課税標準である付加価値額、資本金等の額、所得及び収入金額は、当該各号に掲げる事業の区分ごとに算定するものであること。

第2節 法人事業税

第3 事業年度

3 法人事業税の課税標準の算定期間である事業年度は、すべて法人税の課税標準の算定期間である事業年度_____と同一なものとされているのであるから、その取扱いについても国の税務官署の取扱いに準ずること。（法72の13）

第4 課税標準の算定

(3) 資本金の額又は出資金の額が1億円を超えるかどうかの判定は、各事業年度終了の日（法第72条の2第1項ただし書の規定に基づく中間申告を行う法人についてはその事業年度_____開始の日から6月の期間の末日_____とし、清算中の法人についてはその解散の日とする。）の現況によること。

1の7 法人課税信託の受託者に係る事業税については、原則として各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等ごとにそれぞれ別の者とみなして取り扱うものであること。なお、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに規定する法人で受託法人である者に対しては、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を課することができないものであるが、同項第1号イに規定する法人で受託法人である者に対する法第72条の24の7第1項及び第4項の規定の適用については、その他の法人の区分_____が適用され、法第72条の2第1項第3号イに規定する法人で受託法人である者に対する法第72条の24の7第3項の適用については、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人の区分が適用され、事業税の額は法第72条の24の7第3項第1号イに定める金額とするものであることに留意すること。（法72の2の2）

第2節 法人事業税

第3 事業年度

3 法人事業税の課税標準の算定期間である事業年度は、すべて法人税の課税標準の算定期間である事業年度又は連結事業年度と同一なものとされているのであるから、その取扱いについても国の税務官署の取扱いに準ずること。（法72の13②）

第4 課税標準の算定

1 付加価値額総論

4の1の2 各事業年度の報酬給与額、支払利子又は支払賃借料は、原則として、法人が支払う給与、利子又は賃借料のうち当該事業年度の法人税の所得_____の計算上損金の額に算入されるものに限るものであるが、棚卸資産、有価証券、固定資産又は繰延資産に係るものについては、当該事業年度において法人が支払う給与、利子又は賃借料（法人税の所得_____の計算上損金の額に算入されるべきものに限る。）を当該事業年度の報酬給与額、支払利子又は支払賃借料とするものであること。また、各事業年度の受取利子又は受取賃借料は、法人が支払いを受ける利子又は賃借料のうち当該事業年度の法人税の所得_____の計算上益金の額に算入されるものに限るものであること。（法72の15・72の16①・72の17①、令20の2・20の2の4・20の2の5・20の2の8）

4の1の4 組合（共同企業体（JV）を含む。以下4の1の4及び4の2の16において同じ。）の各事業年度の給与、利子又は賃借料については、その分配割合に基づいて各組合員に分配したもののうち法人税の所得_____の計算上損金の額に算入されるものを、各組合員の報酬給与額、純支払利子又は純支払賃借料として取り扱うものとする。

2 報酬給与額の算定

4の2の6 法人が役員又は使用人のために給付する金銭以外の物又は権利その他経済的利益の取扱いについては、次の諸点に留意すること。（法72の15①I）

(1) 所得税において給与所得又は退職所得として課税され、かつ、法人税の所得_____の計算上損金の額に算入される場合に限り、報酬給与額に含まれるものであること。（法72の15①I）

(2) 略

4の2の17 法附則第9条第13項_____に規定する控除の要件については、原則として、法人税と同様の取扱いとされているものであるが、当該事業年度の所得が欠損である等の理由により法人税の特別控除を受けない法人についても、事

1 付加価値額総論

4の1の2 各事業年度の報酬給与額、支払利子又は支払賃借料は、原則として、法人が支払う給与、利子又は賃借料のうち当該事業年度の法人税の所得又は連結所得_____の計算上損金の額に算入されるものに限るものであるが、棚卸資産、有価証券、固定資産又は繰延資産に係るものについては、当該事業年度において法人が支払う給与、利子又は賃借料（法人税の所得又は連結所得_____の計算上損金の額に算入されるべきものに限る。）を当該事業年度の報酬給与額、支払利子又は支払賃借料とするものであること。また、各事業年度の受取利子又は受取賃借料は、法人が支払いを受ける利子又は賃借料のうち当該事業年度の法人税の所得又は連結所得_____の計算上益金の額に算入されるものに限るものであること。（法72の15・72の16①・72の17①、令20の2・20の2の4・20の2の5・20の2の8）

4の1の4 組合（共同企業体（JV）を含む。以下4の1の4及び4の2の16において同じ。）の各事業年度の給与、利子又は賃借料については、その分配割合に基づいて各組合員に分配したもののうち法人税の所得又は連結所得_____の計算上損金の額に算入されるものを、各組合員の報酬給与額、純支払利子又は純支払賃借料として取り扱うものとする。

2 報酬給与額の算定

4の2の6 法人が役員又は使用人のために給付する金銭以外の物又は権利その他経済的利益の取扱いについては、次の諸点に留意すること。（法72の15①I）

(1) 所得税において給与所得又は退職所得として課税され、かつ、法人税の所得又は連結所得_____の計算上損金の額に算入される場合に限り、報酬給与額に含まれるものであること。（法72の15①I）

(2) 略

4の2の17 法附則第9条第13項及び第14項に規定する控除の要件については、原則として、法人税と同様の取扱いとされているものであるが、当該事業年度の所得が欠損である等の理由により法人税の特別控除を受けない法人についても、事

業税においては、適用するものであること。_____

なお、控除の要件の判定の基礎となる継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額、控除対象雇用者給与等支給増加額並びに控除対象雇用者給与等支給増加額の計算に用いる雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額は、これらの給与等の支給額に、その給与等に充てるため他の者から支払いを受けた金額がある場合には、当該金額を控除するものであり、その給与等に充てるための雇用安定助成金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第6条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいう。以下4の2の17において同じ。）がある場合には、継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額にあつては当該雇用安定助成金額を控除しない金額であるが、控除対象雇用者給与等支給増加額、雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額にあつては当該雇用安定助成金額を控除した金額であることに留意すること。

非課税事業若しくは収入金額課税事業（以下この章において「非課税事業等」という。）、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業（非課税事業を除く。以下この章において「所得等課税事業」という。）、同項第3号に掲げる事業（以下この章において「収入金額等課税事業」という。）又は特定ガス供給業のうち複数の事業を併せて行う法人の付加価値割の課税標準はそれぞれの事業ごとに算定するものであり、法附則第9条第13項_____（同条第14項及び第15項_____の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により控除する金額については、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額によるものであること。（法附則9⑬～⑮、令附則6の2④・⑦）

(1) 所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う法人 控除対象雇用者給与等支給増加額を、雇用者給与等支給額のうちそれぞれの事業に係る額（当該額の計算が困難であるときは、雇用者給与等支給額に、法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所（外国法人にあつて

業税においては、適用するものであること。また、連結法人については、単体法人ごとに適用するものであることに留意すること。

なお、控除の要件の判定の基礎となる新規雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額、控除対象新規雇用者給与等支給額並びに控除対象新規雇用者給与等支給額の計算に用いる雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額は、これらの給与等の支給額に、その給与等に充てるため他の者から支払いを受けた金額がある場合には、当該金額を控除するものであり、その給与等に充てるための雇用安定助成金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第6条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいう。以下4の2の17において同じ。）がある場合には、新規雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額にあつては当該雇用安定助成金額を控除しない金額であるが、控除対象新規雇用者給与等支給額、雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額にあつては当該雇用安定助成金額を控除した金額であることに留意すること。

非課税事業若しくは収入金額課税事業（以下この章において「非課税事業等」という。）、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業（非課税事業を除く。以下この章において「所得等課税事業」という。）又は同項第3号に掲げる事業（以下この章において「収入金額等課税事業」という。）_____のうち複数の事業を併せて行う法人の付加価値割の課税標準はそれぞれの事業ごとに算定するものであり、法附則第9条第13項及び第14項（これらの規定を第15項及び第16項_____の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により控除する金額については、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額によるものであること。（法附則9⑬～⑯、令附則6の2④・⑤）

(1) 所得等課税事業と収入金額等課税事業と_____を併せて行う法人 控除対象新規雇用者給与等支給額を、雇用者給与等支給額のうちそれぞれの事業に係る額（当該額の計算が困難であるときは、雇用者給与等支給額に、法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所（外国法人にあつて

4の8までに掲げるもののほか、次の諸点に留意すること。(法72の17②・③)

(1)～(5) 略

(6) 法人が自己の商品を他の法人の店舗等において販売するに当たり、いわゆる消化仕入契約(実際に販売された商品のみを仕入れたこととする契約で、自己の商品を販売する法人に対し売上の一定割合を控除した残額が支払われるものをいう。)に基づき販売しており、土地又は家屋の賃借権等の対価に相当する額が、法人税の所得_____の計算上、自己の商品を販売する法人の損金の額及び他の法人の益金の額に算入されていない場合には、売上から控除される土地又は家屋の賃借権等の対価に相当する額は自己の商品を販売する法人の支払賃借料及び他の法人の受取賃借料とならないものであること。

(7)及び(8) 略

5 単年度損益の算定

4の5の1 各事業年度の単年度損益の算定については、法令に特別の定めがある場合を除くほか、次に掲げる法人の区分に応じ、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 内国法人_____ 法人税の課税標準である所得の計算の例による。

(2) 略

4の5の2 単年度損益の算定に当たっては、所得割の課税標準の算定と異なり、法人税法第27条、第57条、第57条の2、第59条第5項、第64条の5及び第64条の8並びに租税特別措置法第55条(同条第1項及び第8項に規定する特定株式等で政令_____に定めるものに係る部分を除く。)、第59条の2及び第66条の5の3(第2項に係る部分を除く。)_____

4の8までに掲げるもののほか、次の諸点に留意すること。(法72の17②・③)

(1)～(5) 略

(6) 法人が自己の商品を他の法人の店舗等において販売するに当たり、いわゆる消化仕入契約(実際に販売された商品のみを仕入れたこととする契約で、自己の商品を販売する法人に対し売上の一定割合を控除した残額が支払われるものをいう。)に基づき販売しており、土地又は家屋の賃借権等の対価に相当する額が、法人税の所得又は連結所得の計算上、自己の商品を販売する法人の損金の額及び他の法人の益金の額に算入されていない場合には、売上から控除される土地又は家屋の賃借権等の対価に相当する額は自己の商品を販売する法人の支払賃借料及び他の法人の受取賃借料とならないものであること。

(7)及び(8) 略

5 単年度損益の算定

4の5の1 各事業年度の単年度損益の算定については、法令に特別の定めがある場合を除くほか、次に掲げる法人の区分に応じ、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 連結申告法人以外の内国法人 法人税の課税標準である所得の計算の例による。

(2) 連結申告法人 法人税の課税標準である連結所得に係る個別所得金額の計算の例による。

(3) 略

4の5の2 単年度損益の算定に当たっては、所得割の課税標準の算定と異なり、法人税法_____第57条、第57条の2、第58条、第81条の9及び第81条の10並びに租税特別措置法第55条(同条第1項及び第9項に規定する特定株式等で法人税法施行令に定めるものに係る部分を除く。)、第59条の2、第66条の5の3(第2項に係る部分を除く。)、第68条の43(同条第1項及び第8項に規定する特定株式等で法人税法施行令に定めるものに係る部分を除く。)

の規
定の例によらないことに留意すること。（法72の18②）

4の5の3 法人税法第5
9条の規定による会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入に
ついては、次の諸点に留意すること。（法72の18①）

(1) 対象となる欠損金額は、適用事業年度末における前事業年度以前の事業年度
から繰り越された欠損金額であり、適用事業年度において法人税法第57条第1
項の規定により損金の額に算入される欠損金額は当該繰り越された欠
損金額から控除しないものであること。

(2) 法人税の課税標準である所得の算定に当たり当該制度の適用を
受けない場合であっても、単年度損益の算定に当たっては当該制度の適用を受け
る場合があること。

(3) 略

6 資本金等の額の算定

4の6の1 法第72条の12第2号の各事業年度の資本金等の額とは、各事業年度
終了の日における法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額によるものであり、これらの具体的な算定
については、法人税の例によるものであるが、会社法に規定する剰余金を同法の規
定により資本金とした場合又は同法に規定する資本金を同法の規定により損失の填
補に充てた場合などについてはこの限りではないこと。また、外国法人の各事業年
度の資本金等の額については、法人税法第142条の4第1項に規定する外国法人
の各事業年度の恒久的施設に係る自己資本の額とは異なることに留意すること。な
お、外国法人の各事業年度の資本金等の額については、当該事業年度終了の日の電
信売買相場の仲値により換算した円換算額によるものであり、電信売買相場の仲値
は、原則として、その法人の主たる取引金融機関のものによることとするが、その
法人が、同一の方法により入手等をした合理的なものを継続して使用している場合

、第68条の62の2及び第68条の89の3（第2項に係る部分を除く。）の規
定の例によらないことに留意すること。（法72の18）

4の5の3 令第20条の2の12の規定により読み替えて適用される法人税法第5
9条の規定による会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入に
ついては、次の諸点に留意すること。（法72の18、令第20の2の12）

(1) 対象となる欠損金額は、適用事業年度末における前事業年度以前の事業年度
から繰り越された欠損金額であり、適用事業年度において法人税法第57条又は
同法第58条の規定により損金の額に算入される欠損金額は控除を行わない
ものであること。

(2) 法人税の課税標準である所得又は連結所得の算定に当たり当該制度の適用を
受けない場合であっても、単年度損益の算定に当たっては当該制度の適用を受け
る場合があること。

(3) 略

6 資本金等の額の算定

4の6の1 法第72条の12第2号の各事業年度の資本金等の額とは、各事業年度
終了の日における法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17
号の2に規定する連結個別資本金等の額によるものであり、これらの具体的な算定
については、法人税の例によるものであるが、会社法に規定する剰余金を同法の規
定により資本金とした場合又は同法に規定する資本金を同法の規定により損失の填
補に充てた場合などについてはこの限りではないこと。また、外国法人の各事業年
度の資本金等の額については、法人税法第142条の4第1項に規定する外国法人
の各事業年度の恒久的施設に係る自己資本の額とは異なることに留意すること。な
お、外国法人の各事業年度の資本金等の額については、当該事業年度終了の日の電
信売買相場の仲値により換算した円換算額によるものであり、電信売買相場の仲値
は、原則として、その法人の主たる取引金融機関のものによることとするが、その
法人が、同一の方法により入手等をした合理的なものを継続して使用している場合

には、これによることを認めるものであること。

また、法第72条の21第1項本文の規定により計算した金額が、各事業年度終了の日における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額を下回る場合には、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額を資本割の課税標準とすること。(法72の21①・②)

4の6の2 法第72条の21第1項に規定する資本割の課税標準の算定に当たっては、同項第2号及び第3号に掲げる金額についてその内容を証する書類を添付した申告書を提出した場合に限り、法第72条の21第1項第2号及び第3号に掲げる金額と各事業年度終了の日における法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額 _____ について減算することができるものであること。

4の6の3 内国法人の資本金等の額の算定については、次に掲げる順序により行うこと。

(1)～(5) 略

(6) 所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う法人のそれぞれの事業に係る資本金等の額の算定(令20の2の26⑥)

4の6の4 外国法人の資本金等の額の算定については、次に掲げる順序により行うこと。

(1)～(3) 略

(4) 所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う法人のそれぞれの事業に係る資本金等の額の算定(令20の2の26⑦)

4の6の10 非課税事業等、所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業のうち複数の事業を併せて行う法人の資本金等の額の按分の基準となる従業員数については、以下の取扱いによるものであること。(令20の2の26)

には、これによることを認めるものであること。

また、法第72条の21第1項本文の規定により計算した金額が、各事業年度終了の日における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額を下回る場合には、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額を資本割の課税標準とすること。(法72の21①・②)

4の6の2 法第72条の21第1項に規定する資本割の課税標準の算定に当たっては、同項第2号及び第3号に掲げる金額についてその内容を証する書類を添付した申告書を提出した場合に限り、法第72条の21第1項第2号及び第3号に掲げる金額と各事業年度終了の日における法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額 _____ について減算することができるものであること。

4の6の3 内国法人の資本金等の額の算定については、次に掲げる順序により行うこと。

(1)～(5) 略

(6) 所得等課税事業と収入金額等課税事業と _____を併せて行う法人のそれぞれの事業に係る資本金等の額の算定(令20の2の26⑥)

4の6の4 外国法人の資本金等の額の算定については、次に掲げる順序により行うこと。

(1)～(3) 略

(4) 所得等課税事業と収入金額等課税事業と _____を併せて行う法人のそれぞれの事業に係る資本金等の額の算定(令20の2の26⑦)

4の6の10 非課税事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業 _____のうち複数の事業を併せて行う法人の資本金等の額の按分の基準となる従業員数については、以下の取扱いによるものであること。(令20の2の26)

(1)～(3) 略

(4) 従業者数は、事業年度終了の日（仮決算による中間申告の場合には、6月経過日の前日）現在におけるそれぞれの事業の従業者数をいうものであり、法第72条の48第4項第1号ただし書のような計算は行わないものであること。

ただし、次に掲げる場合には、当該事業年度に属する各月の末日現在における所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業（以下(4)及び(6)において「所得等課税事業等」という。）の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下(4)において同じ。）を、当該得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における非課税事業等の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数で除して得た値で按分し、所得等課税事業等に係る資本金等の額とすること。

ア～ウ 略

また、次に掲げる場合には、それぞれの事業について、当該事業年度に属する各月の末日現在における当該事業の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を、当該得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在におけるその他の事業（非課税事業を除く。）の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数で除して得た値で按分し、それぞれの事業に係る資本金等の額とすること。

ア 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において収入金額等課税事業又は特定ガス供給業を開始した場合

イ 収入金額等課税事業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は特定ガス供給業を開始した場合

ウ 特定ガス供給業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は収入金額等課税事業を開始した場合

(1)～(3) 略

(4) 従業者数は、事業年度終了の日（仮決算による中間申告の場合には、事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在におけるそれぞれの事業の従業者数をいうものであり、法第72条の48第4項第1号ただし書のような計算は行わないものであること。

ただし、次に掲げる場合には、当該事業年度に属する各月の末日現在における所得等課税事業又は収入金額等課税事業（以下(4)及び(6)において「所得等課税事業等」という。）の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下(4)において同じ。）を、当該得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における非課税事業等の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数で除して得た値で按分し、所得等課税事業等に係る資本金等の額とすること。

ア～ウ 略

また、次に掲げる場合には、それぞれの事業について、当該事業年度に属する各月の末日現在における当該事業の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を、当該得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における他方の事業の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数で除して得た値で按分し、それぞれの事業に係る資本金等の額とすること。

ア 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において収入金額等課税事業をを開始した場合

イ 収入金額等課税事業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業をを開始した場合

エ 所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う法人が事業年度の中途においていずれかの
事業を廃止した場合

(5)及び(6) 略

7 所得の算定

4の7の1 益金とは、法令により別段の定めのあるもののほか、資本等取引以外において、純資産増加の原因となるべき一切の事実をいい、損金とは、法令により別段の定めのあるもののほか、資本等取引以外において純資産減少の原因となるべき一切の事実をいうものであること。(法72の23①)

4の7の2 各事業年度の所得の算定については、法令に特別の定めがある場合を除くほか、次に掲げる法人の区分に応じ、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 内国法人 法人税の課税標準である所得の計算の例による。

(2) 略

なお、法人の各事業年度の所得を算定する場合には、法人税法第57条第6項から第8項まで、第59条第5項、第62条の5第5項、第64条の5、第64条の7及び第64条の8並びに租税特別措置法第55条(同条第1項及び第8項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。)並びに法人税法施行令第112条の2第6項から第8項までの規定の例によらないことに留意すること。(

ウ 所得等課税事業と収入金額等課税事業と
を併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は収入金額等課税事業を廃止した場合

(5)及び(6) 略

7 所得の算定

4の7の1 益金とは、法令により別段の定めのあるもののほか、資本等取引以外において、純資産増加の原因となるべき一切の事実をいい、損金とは、法令により別段の定めのあるもののほか、資本等取引以外において純資産減少の原因となるべき一切の事実をいうものであること。_____

また、個別帰属益金額とは、各連結事業年度の益金の額のうち当該連結法人(連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある法人をいう。以下この章において同じ。)に帰せられるものの合計額をいい、個別帰属損金額とは、各連結事業年度の損金の額のうち当該連結法人に帰せられるものの合計額をいうものであること。(法72の23①、法人税法81の18①参照)

4の7の2 各事業年度の所得の算定については、法令に特別の定めがある場合を除くほか、次に掲げる法人の区分に応じ、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 連結申告法人以外の内国法人 法人税の課税標準である所得の計算の例による。

(2) 連結申告法人 法人税の課税標準である連結所得に係る個別所得金額の計算の例による。

(3) 略

法72の23②、令20の3)

4の7の4 法人の前10年以内に生じた繰越欠損金額

の取扱いについては、国の税務官署の取扱いに準ずるものであるが、次の諸点に留意すること。(法72の23①、平成30年改正法附則6⑨、令和2年改正法附則6②、令和4年改正法附則6②、令20の3・21・21の2)

(1) 各事業年度における欠損金額の繰越控除が認められるものうち、法人税において繰戻還付が行われている場合の繰越控除の計算は、その繰戻還付が行われなかったものとして計算するものであること。(令21①)

(2) 非課税事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人の所得の算定上生じた欠損金額で、各事業年度の所得等課税事業又は収入金額等課税事業(法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人が行う事業に限る。)に係る所得の計算上繰越控除が認められる金額は、それぞれの事業について生じた欠損金額に限るものであること。

この場合において、地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第6条第9項又は地方税法施行令等の一部を改正する政令(令和4年政令第133号)第1条の規定による改正前の令第21条の2の規定の適用を受ける法人にあつては、前10年以内に生じた繰越欠損金額について、これらの規定に規定する特定ガス供給業(以下(2)において「特定ガス供給業」という。)に係る部分と導管ガス供給業(ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び

4の7の4 法人の前10年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額及び法人の前10年以内に生じた法人税法第58条に規定する災害による棚卸資産又は固定資産の損失の金額に係る繰越欠損金額の取扱いについては、国の税務官署の取扱いに準ずるものであるが、次の諸点に留意すること。(法72の23①・④、平成30年改正法附則6⑨、令20の3・21・21の2)

の取扱いについては、国の税務官署の取扱いに準ずるものであるが、次の諸点に留意すること。(法72の23①・④、平成30年改正法附則6⑨、令20の3・21・21の2)

(1) 個別欠損金額とは、個別帰属損金額が個別帰属益金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいい、法人税法第81条の18第1項に規定する個別欠損金額とは異なるものであること。(法72の23④)

(2) 各事業年度における欠損金額又は個別欠損金額の繰越控除が認められるものうち、法人税において繰戻還付が行われている場合の繰越控除の計算は、その繰戻還付が行われなかったものとして計算するものであること。(令21①)

(3) 非課税事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人の所得の算定上生じた欠損金額又は個別欠損金額で、各事業年度の所得等課税事業又は収入金額等課税事業(法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人が行う事業に限る。)に係る所得の計算上繰越控除が認められる金額は、それぞれの事業について生じた欠損金額又は個別欠損金額に限るものであること。

この場合において、地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第6条第9項又は令第21条の2の規定の適用を受ける法人にあつては、前10年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額について、これらの規定に規定する特定ガス供給業(以下(3)において「特定ガス供給業」という。)に係る部分と一般ガス導管事業(ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第5項に規定する一般ガス導管事業をいう。4の9の4及び9

同条第7項に規定する特定ガス導管事業をいう。以下(2)、4の9の4及び9の6の2において同じ。)に係る部分とを区分して特定ガス供給業の繰越欠損金額_____を算定すべきであるが、区分が困難である場合には、前10年以内に生じた繰越欠損金額_____を、欠損金額_____の生じた事業年度におけるそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準により按分して特定ガス供給業の繰越欠損金額_____を算定することが適当であること。(平成30年改正法附則6⑨、令和4年改正前令21の2)

また、地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第6条第2項の規定の適用を受ける法人にあつては、前10年以内に生じた繰越欠損金額_____について、同項に規定する小売電気事業等又は発電事業等に係る部分と法第72条の2第1項第2号に規定する電気供給業に係る部分とを区分して小売電気事業等又は発電事業等の繰越欠損金額_____を算定すべきであるが、区分が困難である場合には、前10年以内に生じた繰越欠損金額_____を、欠損金額_____の生じた事業年度におけるそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準により按分して小売電気事業等又は発電事業等の繰越欠損金額_____を算定することが適当であること。(令和2年改正法附則6②)

また、地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)附則第6条第2項の規定の適用を受ける法人にあつては、前10年以内に生じた繰越欠損金額_____について、同項に規定する対象ガス供給業に係る部分と導管ガス供給業に係る部分とを区分して同項に規定する対象ガス供給業の繰越欠損金額を算定すべきであるが、区分が困難である場合には、前10年以内に生じた繰越欠損金額を、欠損金額の生じた事業年度におけるそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準により按分して同項に規定する対象ガス供給業の繰越欠損金額を算定することが適当であること。(令和4年改正法附則6②)

の6の2において同じ。)又は特定ガス導管事業(同条第7項に規定する特定ガス導管事業をいう。_____4の9の4及び9の6の2において同じ。)に係る部分とを区分して特定ガス供給業の繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額を算定すべきであるが、区分が困難である場合には、前10年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額を、欠損金額又は個別欠損金額の生じた事業年度におけるそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準により按分して特定ガス供給業の繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額を算定することが適当であること。(平成30年改正法附則6⑨、令21の2_____)

また、地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第6条第2項の規定の適用を受ける法人にあつては、前10年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額について、同項に規定する小売電気事業等又は発電事業等に係る部分と法第72条の2第1項第2号に規定する電気供給業に係る部分とを区分して小売電気事業等又は発電事業等の繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額を算定すべきであるが、区分が困難である場合には、前10年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額を、欠損金額又は個別欠損金額の生じた事業年度におけるそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準により按分して小売電気事業等又は発電事業等の繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額を算定することが適当であること。(令和2年改正法附則6②)

また、令第21条の2の規定の適用を受ける法人にあつては、前10年以内に生じた繰越欠損金額について、同条に規定する対象ガス供給業（以下(2)において「対象ガス供給業」という。）に係る部分と導管ガス供給業に係る部分とを区分して対象ガス供給業の繰越欠損金額を算定すべきであるが、区分が困難である場合には、前10年以内に生じた繰越欠損金額を、欠損金額の生じた事業年度におけるそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準により按分して対象ガス供給業の繰越欠損金額を算定することが適当であること。（令21の2）

(3) ア又はイに掲げる企業組織再編成が行われた場合における繰越欠損金額_____の取扱いについても、4の7の4(1)及び(2)に留意するものであること。（法72の23①、令20の3・21②）

ア 被合併法人等の繰越欠損金額_の引継ぎ

内国法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該内国法人との間に完全支配関係（当該内国法人による完全支配関係又は法人税法第2条第12号の7の6（定義）に規定する相互の関係に限る。）がある他の内国法人で当該内国法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の内国法人（以下4の7の4(3)アにおいて「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前10年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前10年以内に開始した各事業年度又は各中間期間（法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間をいう。）において生じた欠損金額_____のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額（以下4の7の4(3)ア及びイ(ア)において「未処理欠損金額_」という。）があるときは、その未処理欠損金額_は、当該内国法人の合併等事業年度以後の各事業年度における繰越控除の適用において、その未処理欠損金額_の生じた被合併法人等の事業年度開始の日の属する当該内国法人の事業年度において生じた欠損金額_____とみなすものであること。（法人税

(4) ア又はイに掲げる企業組織再編成が行われた場合における繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額の取扱いについても、4の7の4(2)及び(3)に留意するものであること。（法72の23①・④、令20の3・21②）

ア 被合併法人等の繰越欠損金額等の引継ぎ

内国法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該内国法人との間に完全支配関係（当該内国法人による完全支配関係又は法人税法第2条第12号の7の6（定義）に規定する相互の関係に限る。）がある他の内国法人で当該内国法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の内国法人（以下4の7の4(4)アにおいて「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前10年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前10年以内に開始した各事業年度_____（法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）において生じた欠損金額又は個別欠損金額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額（以下4の7の4(4)ア及びイ(ア)において「未処理欠損金額等」という。）があるときは、その未処理欠損金額等は、当該内国法人の合併等事業年度以後の各事業年度における繰越控除の適用において、その未処理欠損金額等の生じた被合併法人等の事業年度開始の日の属する当該内国法人の事業年度において生じた欠損金額又は個別欠損金額_____とみなすものであること。（法人税

法57②参照)

イ 繰越欠損金額に係る制限

(ア) 4の7の4(3)アの適格合併に係る被合併法人(内国法人との間に支配関係を有するものに限る。)又は4の7の4(3)アの残余財産が確定した他の内国法人(以下4の7の4(3)イ(ア)において「被合併法人等」という。)の未処理欠損金額には、当該適格合併が共同で事業を行うためのものに該当する場合又は当該内国法人の当該適格合併の日の属する事業年度開始の日の5年前の日若しくは当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度開始の日の5年前の日、当該被合併法人等の設立の日若しくは当該内国法人の設立の日のうち最も遅い日から継続して支配関係があると認められる場合のいずれにも該当しない場合には、支配関係事業年度(当該被合併法人等が当該内国法人との間に最後に支配関係を有することとなつた日の属する事業年度をいう。)前に生じた欠損金額_____及び支配関係事業年度以後に生じた欠損金額_____のうち特定資産の譲渡等損失額に相当する金額からなるものは含まれないものであること。(法人税法57③参照)

(イ) 内国法人と支配関係法人(当該法人との間に支配関係がある法人をいう。以下4の7の4(3)イ(イ)において同じ。)との間で当該内国法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人とする適格合併若しくは適格合併に該当しない合併で法人税法第61条の1第1項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)の規定の適用があるもの、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(以下4の7の4(3)イ(イ)において「適格組織再編成等」という。)が行われた場合(当該内国法人の当該適格組織再編成等の日の属する事業年度(以下4の7の4(3)イ(イ)において「組織再編成事業年度」という。)開始の日の5年前の日、当該内国法人の設立の日又は当該支配関係法人の設立の日のうち最も遅い日から継続して当該内国法

法57②参照)

イ 繰越欠損金額等に係る制限

(ア) 4の7の4(4)アの適格合併に係る被合併法人(内国法人との間に支配関係を有するものに限る。)又は4の7の4(4)アの残余財産が確定した他の内国法人(以下4の7の4(4)イ(ア)において「被合併法人等」という。)の未処理欠損金額等には、当該適格合併が共同で事業を行うためのものに該当する場合又は当該内国法人の当該適格合併の日の属する事業年度開始の日の5年前の日若しくは当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度開始の日の5年前の日、当該被合併法人等の設立の日若しくは当該内国法人の設立の日のうち最も遅い日から継続して支配関係があると認められる場合のいずれにも該当しない場合には、支配関係事業年度(当該被合併法人等と当該内国法人との間に最後に支配関係があることとなつた日の属する事業年度をいう。)前に生じた欠損金額又は個別欠損金額及び支配関係事業年度以後に生じた欠損金額又は個別欠損金額のうち特定資産の譲渡等損失額に相当する金額からなるものは含まれないものであること。(法人税法57③参照)

(イ) 内国法人と支配関係法人(当該法人との間に支配関係がある法人をいう。以下4の7の4(4)イ(イ)において同じ。)との間で当該内国法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人とする適格合併若しくは適格合併に該当しない合併で法人税法第61条の1第3項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)の規定の適用があるもの、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(以下4の7の4(4)イ(イ)において「適格組織再編成等」という。)が行われた場合(当該内国法人の当該適格組織再編成等の日の属する事業年度(以下4の7の4(4)イ(イ)において「組織再編成事業年度」という。)開始の日の5年前の日、当該内国法人の設立の日又は当該支配関係法人の設立の日のうち最も遅い日から継続して当該内国法

人と当該支配関係法人との間に支配関係があると認められる場合を除く。)において、当該適格組織再編成等が共同で事業を行うためのものに該当しないときは、当該内国法人の支配関係事業年度(当該内国法人が当該支配関係法人との間に最後に支配関係を有することとなつた日の属する事業年度をいう。)前に生じた当該内国法人の欠損金額_____及び支配関係事業年度以後に生じた欠損金額_____のうち特定資産の譲渡等損失額に相当する金額からなるものは、当該内国法人の組織再編成事業年度以後の繰越控除においては、ないものとする。(法人税法57④参照)

(4) 令第20条の3_____の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第66条の11の4の規定による認定事業適応法人の欠損金額_____の損金の額_____への算入についても4の7の4(1)及び(2)に留意するものであること。

また、次の諸点に留意すること。(令第20の3_____)

ア 超過控除対象額の計算の基礎となる特例事業年度において生じた欠損金額_____には、_____法人税法第57条第2項の規定により当該認定事業適応法人の欠損金額_____とみなされた金額は含まれないものであること。

イ 法人税の課税標準である所得_____の算定に当たり租税特別措置法第66条の11の4_____の規定の適用を受けない場合であっても、所得割の課税標準の算定に当たっては、令第20条の3_____の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第66条の11の4の規定の適用を受ける場合があること。

ウ 事業税の仮決算に係る中間申告書又は確定申告書に超過控除対象額及び当該超過控除対象額の計算に関する明細を記載した規則第6号様式別表9の2の明細書並びに租税特別措置法施行規則第22条の12の2第2項に規定する適合証明書の写しの添付がある場合に限り適用されること。

人と当該支配関係法人との間に支配関係があると認められる場合を除く。)において、当該適格組織再編成等が共同で事業を行うためのものに該当しないときは、当該内国法人の支配関係事業年度(当該内国法人と当該支配関係法人との間に最後に支配関係がある_____こととなつた日の属する事業年度をいう。)前に生じた当該内国法人の欠損金額又は個別欠損金額及び支配関係事業年度以後に生じた欠損金額又は個別欠損金額のうち特定資産の譲渡等損失額に相当する金額からなるものは、当該内国法人の組織再編成事業年度以後の繰越控除においては、ないものとする。(法人税法57④参照)

(5) 令第20条の3第1項又は第2項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第66条の11の4の規定による認定事業適応法人の欠損金額又は個別欠損金額の損金の額又は個別帰属損金額への算入についても4の7の4(2)及び(3)に留意するものであること。

また、次の諸点に留意すること。(令第20の3①・②)

ア 超過控除対象額の計算の基礎となる特例事業年度において生じた欠損金額又は個別欠損金額には、令第20条の3第1項又は第2項の規定により読み替えられた法人税法第57条第2項の規定により当該認定事業適応法人の欠損金額又は個別欠損金額とみなされた金額は含まれないものであること。

イ 法人税の課税標準である所得又は連結所得の算定に当たり租税特別措置法第66条の11の4又は同法第68条の96の2の規定の適用を受けない場合であっても、所得割の課税標準の算定に当たっては、令第20条の3第1項又は第2項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第66条の11の4の規定の適用を受ける場合があること。

ウ 事業税の仮決算に係る中間申告書又は確定申告書に超過控除対象額及び当該超過控除対象額の計算に関する明細を記載した書類_____の添付がある場合に限り適用されること。

(5) 通算法人の所得を算定する場合には、次の諸点に留意するものであること。

(令20の3)

ア 法人税法施行令第112条の2第6項から第8項までの規定の例によらないものであること。

イ 法人税にあつては法人税法第66条第6項に規定する大通算法人（以下イにおいて「大通算法人」という。）は同法第57条第11項第1号イに掲げる法人に該当しないこととされているが、事業税にあつては大通算法人であっても当該通算法人が普通法人（投資法人、特定目的会社及び受託法人を除く。ウにおいて同じ。）で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの（同法第66条第5項第2号又は第3号に掲げる法人に該当するものを除く。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）である場合には同法第57条第11項第1号イに掲げる法人に該当するものであること。

ウ 法人税にあつては通算法人について、他の通算法人のうち、当該通算法人の事業年度終了の日の属する当該他の通算法人の事業年度が、当該他の通算法人の設立の日として法人税法施行令第113条の2第6項において準用する同法第5項に規定する日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度でないものが一つでもある場合には、法人税法第57条第11項第3号に掲げる法人に該当しないこととされているが、事業税にあつては上記の場合であっても通算法人（普通法人に限り、同項第1号に規定する中小法人等又は同法第66条第5項第2号若しくは第3号に掲げる法人に該当するもの及び株式移転完全親法人を除く。）の事業年度が、当該通算法人の設立の日として法人税法施行令第113条の2第5項に規定する日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度である場合には、同法第57条第11項第3号に掲げる法人に該当するものであること。

エ 法人税にあつては通算法人について、他の通算法人の発行する株式が金融商

品取引所等に上場された場合又は店頭売買有価証券登録原簿に登録された場合には、これらの事由が生じた日として法人税法施行令第113条の2第7項に規定する日のうち最も早い日以後に終了する事業年度は、法人税法第57条第11項第3号に規定する事業年度から除くこととされているが、事業税にあつては上記の場合であっても、同号に掲げる法人に該当する通算法人の発行する株式が金融商品取引所等に上場されておらず、店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない場合には、同号に掲げる事業年度に含まれるものであること。

オ 法人税にあつては法人税法第57条の2第1項に規定する評価損資産について、通算法人が有する他の通算法人（法人税法施行令第24条の3に規定する初年度離脱通算子法人及び通算親法人を除く。）の株式又は出資は含まれないこととされているが、事業税にあつては通算法人が有する他の通算法人の株式又は出資で、法人税法第57条の2第1項に規定する特定支配事業年度開始の日における価額が同日における帳簿価額に満たないもの（当該満たない金額が、当該法人の法人税の資本金等の額の2分の1に相当する額と一千万円のいずれか少ない金額に満たないものを除く。）は評価損資産に含まれるものであること。

4の7の5 法第72条の23第2項及び第3項の規定による医療法人又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除く。）の所得の算定については、次の諸点に留意すること。（法72の23②・③）

(1)～(15) 略

(16) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）の規定によって特定医療費を支給することとされる指定特定医療とは、同法第5条の規定に基づき特定医療費を支給することとされる支給認定に係る指定難病の患者が指定医療機関から受けた指定特定医療をいい、児童福祉法の規定によって小児慢性特定疾病医療費を支給することとされる指定小児慢性特定疾病医療支援とは、同法第19条の2の規定に基づき小児慢性特定疾病医療費を支給することとされ

4の7の5 法第72条の23第2項及び第3項の規定による医療法人又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除く。）の所得の算定については、次の諸点に留意すること。（法72の23②・③）

(1)～(15) 略

(16) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）の規定によって特定医療費を支給することとされる指定特定医療とは、同法第5条の規定に基づき特定医療費を支給することとされる支給認定に係る指定難病の患者が指定医療機関から受けた指定特定医療をいい、児童福祉法の規定によって小児慢性特定疾病医療費を支給することとされる指定小児慢性特定疾病医療支援とは、同法第19条の2の規定に基づき小児慢性特定疾病医療費を支給することとされ

る医療費支給認定に係る小児慢性疾病児童又は医療費支給認定を受けた成年患者が指定小児慢性特定疾病医療機関から受けた指定小児慢性特定疾病医療支援をいう。この場合において、当該指定特定医療又は指定小児慢性特定疾病医療支援に要する費用の額とは、特定医療費又は小児慢性特定疾病医療費として都道府県等が支給し、又は支払うべきものに限らず、当該指定特定医療又は指定小児慢性特定疾病医療支援に要する費用の額として難病の患者に対する医療等に関する法律又は児童福祉法の規定により定める金額のうち、当該指定難病の患者若しくはその保護者又は当該小児慢性特定疾病児童の保護者若しくは当該成年患者が負担する額を加えた金額が課税標準上の特例の適用を受けるものであること。

8 非課税事業を行う法人の付加価値額及び所得の算定

4の8の3 石灰石の採掘事業と加工（製造）事業とを一貫して行う法人が納付すべき事業税の課税標準とすべき付加価値額又は所得は、採掘部門と加工部門とに分離して算定するものであること。

この場合における一貫作業に係る加工部門の単年度損益又は所得の計算については、自己採掘の石灰石の原料代金を損金の額_____として算入せず、課税標準の算定期間中において申告納付すべき鉱産税の課税標準である鉱物の価格を損金の額_____に算入して行うものであること。

4の8の4 非課税事業、所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業のうち複数の事業を併せて行う法人で共通経費等の区分の困難なものについては、便宜上これをそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準によって按分して算定するものとする。また、その経理を区分することが困難であるものについては、それぞれの事業を通じて算定した付加価値額の総額又は所得の総額若しくは欠損金額_____をそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準によって按分してそれぞれの事業に係る付加価値額又は所得を算定することが適当であること。

9 収入金額の算定

る医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が指定小児慢性特定疾病医療機関から受けた指定小児慢性特定疾病医療支援をいう。この場合において、当該指定特定医療又は指定小児慢性特定疾病医療支援に要する費用の額とは、特定医療費又は小児慢性特定疾病医療費として都道府県等が支給し、又は支払うべきものに限らず、当該指定特定医療又は指定小児慢性特定疾病医療支援に要する費用の額として難病の患者に対する医療等に関する法律又は児童福祉法の規定により定める金額のうち、指定難病の患者等_____又は当該小児慢性特定疾病児童等の保護者_____が負担する額を加えた金額が課税標準上の特例の適用を受けるものであること。

8 非課税事業を行う法人の付加価値額及び所得の算定

4の8の3 石灰石の採掘事業と加工（製造）事業とを一貫して行う法人が納付すべき事業税の課税標準とすべき付加価値額又は所得は、採掘部門と加工部門とに分離して算定するものであること。

この場合における一貫作業に係る加工部門の単年度損益又は所得の計算については、自己採掘の石灰石の原料代金を損金の額又は個別帰属損金額として算入せず、課税標準の算定期間中において申告納付すべき鉱産税の課税標準である鉱物の価格を損金の額又は個別帰属損金額に算入して行うものであること。

4の8の4 非課税事業、所得等課税事業又は収入金額等課税事業_____のうち複数の事業を併せて行う法人で共通経費等の区分の困難なものについては、便宜上これをそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準によって按分して算定するものとする。また、その経理を区分することが困難であるものについては、それぞれの事業を通じて算定した付加価値額の総額又は所得の総額若しくは欠損金額若しくは個別欠損金額をそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準によって按分してそれぞれの事業に係る付加価値額又は所得を算定することが適当であること。

9 収入金額の算定

この場合において、ガス小売事業（ガス事業法第2条第2項に規定するガス小売事業をいう。_____）及び導管ガス供給業_____

_____を併せて行う法人の導管ガス供給業_____の課税標準とすべき収入金額とは、託送供給収益、自社託送収益、事業者間精算収益及び最終保障供給収益等原則としてガス事業託送供給収支計算規則（平成29年経済産業省令第23号）様式第1に整理されるすべての収益に相当する収入を含むものとする。

なお、ガス供給業においてその製造過程中に副産物として生ずるコークス又はコールタール等の副産物の製造販売は、所得等課税事業であるからそれらの売上収入は収入金額課税であるガス供給業の収入額に含めないものであること。

4の9の5 収入金額課税事業（電気供給業等に限る。以下4の9の5において同じ。））、収入金額等課税事業、特定ガス供給業又は所得等課税事業のうち複数の事業を併せて行っている場合においては、もとより、課税標準の分割計算に基づく課税をなすべきであるが、この場合において各事業部門に共通する収入金額又は経費があるときは、これらの共通収入金額又は共通経費を各事業部門の売上金額等最も妥当と認められる基準によって按分した額をもって各事業の収入金額、付加価値額又は所得を算定するものであること。

4の9の6 電気供給業を行う法人の事業によって収入すべき金額から控除される購入電力の料金に相当する収入金額は、他の電気供給業を行う法人から供給されたもの（新エネルギー等電気相当量に係るものを含み、電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者間の地帯間販売電力に係るものを含む。）に限るのであって、地方団体、自家発電を行う者、個人の供給業者等収入割を課されないものから供給を受けたものについては控除の対象とならないものであること。購入電力の料金のうち再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の2の規定による交付金に相当する金額についても、他の電気供給業を行う法人からの供給に係るものに限り、控除の対象となるものであること。（令22VII）

この場合において、ガス小売事業（ガス事業法第2条第2項に規定するガス小売事業をいい、収入金額課税事業でないものに限る。）及び一般ガス導管事業又は特定ガス導管事業を併せて行う法人の一般ガス導管事業又は特定ガス導管事業の課税標準とすべき収入金額とは、託送供給収益、自社託送収益、事業者間精算収益及び最終保障供給収益等原則としてガス事業託送供給収支計算規則（平成29年経済産業省令第23号）様式第1に整理されるすべての収益に相当する収入を含むものとする。

この場合において、ガス小売事業（ガス事業法第2条第2項に規定するガス小売事業をいい、収入金額課税事業でないものに限る。）及び一般ガス導管事業又は特定ガス導管事業を併せて行う法人の一般ガス導管事業又は特定ガス導管事業の課税標準とすべき収入金額とは、託送供給収益、自社託送収益、事業者間精算収益及び最終保障供給収益等原則としてガス事業託送供給収支計算規則（平成29年経済産業省令第23号）様式第1に整理されるすべての収益に相当する収入を含むものとする。

なお、ガス供給業においてその製造過程中に副産物として生ずるコークス又はコールタール等の副産物の製造販売は、所得等課税事業であるからそれらの売上収入は収入金額課税であるガス供給業の収入額に含めないものであること。

4の9の5 収入金額課税事業（電気供給業等に限る。以下4の9の5において同じ。））、収入金額等課税事業_____又は所得等課税事業のうち複数の事業を併せて行っている場合においては、もとより、課税標準の分割計算に基づく課税をなすべきであるが、この場合において各事業部門に共通する収入金額又は経費があるときは、これらの共通収入金額又は共通経費を各事業部門の売上金額等最も妥当と認められる基準によって按分した額をもって各事業の収入金額、付加価値額又は所得を算定するものであること。

4の9の6 電気供給業を行う法人の事業によって収入すべき金額から控除される購入電力の料金に相当する収入金額は、他の電気供給業を行う法人から供給されたもの（新エネルギー等電気相当量に係るものを含み、電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者間の地帯間販売電力に係るものを含む。）に限るのであって、地方団体、自家発電を行う者、個人の供給業者等収入割を課されないものから供給を受けたものについては控除の対象とならないものであること。_____（令22VII）

4の9の9 一般に所得等課税事業、収入金額課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業のうち複数の部門の事業を併せて行う法人の納付すべき事業税額は、原則として事業部門毎にそれぞれ課税標準額及び税額を算定し、その税額の合算額によるべきものであるが、従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、したがって従たる事業が主たる事業と兼ね併せて行われているというよりもむしろ主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合においては、事業部門毎に別々に課税標準額及び税額を算定しないで従たる事業を主たる事業のうちに含めて主たる事業に対する課税方式によって課税して差し支えないものであること。

この場合において従たる事業のうち「軽微なもの」とは、一般に、従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、売上金額など事業の経営規模の比較において従たる事業と同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないものをいい、この点、特に従たる事業が収入金額によって課税されている事業である場合には、当該事業を取り巻く環境変化に十分留意しつつ、その実態に即して厳に慎重に判断すべきであること。

なお、「附帯事業」とは、主たる事業の有する性格等によって必然的にそれに関連して考えられる事業をいうのであるが、それ以外に主たる事業の目的を遂行するため、又は顧客の便宜に資する等の理由によって当該事業に伴って行われる事業をも含めて解することが適当であること。

第5 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除等

5の3 道府県は、地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）の施行の日から令和7年3月31日までの間に、青色申告書の提出の承認を受けている法人_____が、地域再生法第8条第1項に規定する認定地方公共団体（以下5の3において「認定地方公共団体」という。）に対して当該認定地方公共団体が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認

4の9の9 一般に所得等課税事業、収入金額課税事業又は収入金額等課税事業_____のうち複数の部門の事業を併せて行う法人の納付すべき事業税額は、原則として事業部門毎にそれぞれ課税標準額及び税額を算定し、その税額の合算額によるべきものであるが、従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、したがって従たる事業が主たる事業と兼ね併せて行われているというよりもむしろ主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合においては、事業部門毎に別々に課税標準額及び税額を算定しないで従たる事業を主たる事業のうちに含めて主たる事業に対する課税方式によって課税して差し支えないものであること。

この場合において従たる事業のうち「軽微なもの」とは、一般に、従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、売上金額など事業の経営規模の比較において従たる事業と同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないものをいい、この点、特に従たる事業が収入金額によって課税されている事業である場合には、当該事業を取り巻く環境変化に十分留意しつつ、その実態に即して厳に慎重に判断すべきであること。

なお、「附帯事業」とは、主たる事業の有する性格等によって必然的にそれに関連して考えられる事業をいうのであるが、それ以外に主たる事業の目的を遂行するため、又は顧客の便宜に資する等の理由によって当該事業に伴って行われる事業をも含めて解することが適当であること。

第5 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除等

5の3 道府県は、地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）の施行の日から令和7年3月31日までの間に、青色申告書の提出の承認を受けている法人又は青色申告書の提出の承認を受けていない法人で連結申告法人に該当するものが、地域再生法第8条第1項に規定する認定地方公共団体（以下5の3において「認定地方公共団体」という。）に対して当該認定地方公共団体が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認

定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。)に関連する寄附金(その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下5の3において「特定寄附金」という。)を支出した場合には、法附則第9条の2の2の規定による控除(以下5の3において「特定寄附金税額控除」という。)を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 特定寄附金税額控除による控除額は、特定寄附金の額の合計額(2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を法第72条の48第3項に規定する事業税の分割基準により按分して計算した金額)の100分の20に相当する金額とすること。ただし、当該控除額が当該法人の当該寄附金支出事業年度の法第72条の24の7第1項から第5項までの規定により計算した事業税額の100分の20に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は当該100分の20に相当する金額とすること。(法附則9の2の2①)

(3) 略

第6 申告納付並びに更正及び決定

6の4 法人の事業年度終了の日から45日を経過した日後災害その他やむを得ない事由の発生により当該法人又は当該法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の決算が確定しないため、申告書の提出期限までに申告書を提出することができない場合においては、法第72条の25第2項又は第4項を準用して取り扱うこと。

この場合においては、申告書の提出期限延長の申請書は、当該事由の発生後直ちに提出しなければならないものであること。

6の7 法第72条の26第1項本文及び第2項の6月経過日の前日までに納

定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。)に関連する寄附金(その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下5の3において「特定寄附金」という。)を支出した場合には、法附則第9条の2の2の規定による控除(以下5の3において「特定寄附金税額控除」という。)を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 特定寄附金税額控除による控除額は、特定寄附金の額の合計額(2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を法第72条の48第3項に規定する事業税の分割基準により按分して計算した金額)の100分の20に相当する金額とすること。ただし、当該控除額が当該法人の当該寄附金支出事業年度の法第72条の24の7第1項から第4項までの規定により計算した事業税額の100分の20に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は当該100分の20に相当する金額とすること。(法附則9の2の2①)

(3) 略

第6 申告納付並びに更正及び決定

6の4 法人の事業年度終了の日から45日を経過した日後災害その他やむを得ない事由の発生により当該法人又は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人の決算が確定しないため、申告書の提出期限までに申告書を提出することができない場合においては、法第72条の25第2項又は第4項を準用して取り扱うこと。

この場合においては、申告書の提出期限延長の申請書は、当該事由の発生後直ちに提出しなければならないものであること。

6の7 法第72条の26第1項本文及び第2項の6月を経過した日の前日までに納

付すべき事業税額が確定しているかどうかは、同条第7項の規定が適用される場合を除き、法人が同日までに申告書を提出したか又は更正若しくは決定を受けたかにより判定すること。

6の9 法人税法第71条第1項ただし書若しくは第144条の3第1項ただし書の規定により法人税の中間申告書の提出を要しない法人は、外形対象法人（法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人をいう。以下この章において同じ。）、 収入金額課税法人（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業を行う法人をいう。以下この章において同じ。）、収入金額等課税法人（法第72条の2第1項第3号イ及びロに掲げる法人をいう。以下この章において同じ。）、特定ガス供給業を行う法人及び通算親法人が協同組合等である通算子法人で、法人税法第71条第1項第1号に掲げる金額（同条第2項又は同項第3項の規定の適用がある場合には、適用後の金額）が10万円を超える法人を除き、事業税においても中間申告書の提出を要しないものであること。 _____

なお、法人税法第71条第1項ただし書の規定により法人税の中間申告書の提出を要しない法人が同法第72条第1項及び第5項の規定により仮決算による法人税の中間申告書を提出する場合であっても、外形対象法人、収入金額課税法人、収入金額等課税法人及び特定ガス供給業を行う法人を除き、事業税においては中間申告書の提出を要しないものであることに留意すること。（法72の26⑧）

6の10 通算親法人が協同組合等である通算子法人で所得割を申告納付する法人については、仮決算による中間申告をすることはできないものであること。（法72の26①）

付すべき事業税額が確定しているかどうかは、同条第7項の規定が適用される場合を除き、法人が同日までに申告書を提出したか又は更正若しくは決定を受けたかにより判定すること。

6の9 法人税法第71条第1項ただし書若しくは第144条の3第1項ただし書の規定により法人税の中間申告書の提出を要しない法人は、外形対象法人（法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人をいう。以下この章において同じ。）及び 収入金額課税法人（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業を行う法人並びに同項 _____ 第3号イ及びロに掲げる法人をいう。以下この章において同じ。） _____

_____を除き、事業税においても中間申告書の提出を要しないものであること。この結果、当該法人税の中間申告書の提出を要しない法人は、外形対象法人及び収入金額課税法人を除き、住民税及び事業税のいずれについても中間申告書の提出を要しないこととなるものであること。（法72の26⑧・⑨）

6の10 連結法人については、外形対象法人及び収入金額課税法人を除き、次に掲げる場合には、中間申告書の提出を要しないものであること。（法72の26⑧・⑨）

(1) 連結法人の当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定

した当該連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の2第1項第2号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第68条の11第5項、第68条の13第4項、第68条の15の5第5項、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第9項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）を当該連結事業年度の月数で除して得た金額の6倍の金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令24の6）

(2) 連結法人の当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうち租税特別措置法第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）を当該前事業年度の月数で除して得た金額の6倍の金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令24の7）

6の11 法第72条の26に規定する予定申告については、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 通算子法人について、法第72条の26第1項本文の事業年度が6月を超える場合とは、当該事業年度開始の日の属する通算親法人の事業年度が6月を超え、かつ、当該通算親法人の事業年度開始の日以後6月を経過した日において、当該通算親法人との間に通算完全支配関係がある場合をいうものであること。

また、当該事業年度開始の日以後6月を経過した日とは、当該事業年度開始の日の属する通算親法人の事業年度開始の日以後6月を経過した日をいうものであること。（法72の26①）

6の11 法第72条の26に規定する予定申告については、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(3) 法人税法に規定する適格合併（法人を設立するものを除く。）が合併法人の
前事業年度中又は当該事業年度開始の日から
6月経過日 の前日までの期間（以下(3)及び(4)において「中間期間」と
いう。）内に なされた場合における当該合併法人の予定申告によ
り納付すべき事業税額は、次により計算するものであること。（法72の26②
）

ア 当該合併法人の前事業年度中に適格合併がなされた場合

合併法人の確定事業税額

× 中間期間の月数 +

合併法人の前事業年度の月数

合併法人の前事業年度開始の日から
その適格合併の日の前日までの月数

× 中間期間の月数 ×

合併法人の前事業年度の月数

被合併法人の確定事業税額

被合併法人の確定事業税額
の計算の基礎となった事業
年度の月数

イ 中間期間内
に適格合併がなされた場合

(2) 法人税法に規定する適格合併（法人を設立するものを除く。）に係る合併法
人の事業年度の期間が6月を超え、前事業年度中又は当該事業年度開始の日から
6月を経過した日の前日までの期間
内にその適格合併がなされた場合における当該合併法人の予定申告によ
り納付すべき事業税額は、次により計算するものであること。（法72の26②
）

ア 当該合併法人の前事業年度中に適格合併がなされた場合

合併法人の確定事業税額

× 6 +

合併法人の前事業年度の月数

合併法人の前事業年度開始の日から
その適格合併の日の前日までの月数

× 6 ×

合併法人の前事業年度の月数

被合併法人の確定事業税額

被合併法人の確定事業税額
の計算の基礎となった事業
年度の月数

イ 当該合併法人の当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までの期
間内に適格合併がなされた場合

$$\frac{\text{合併法人の確定事業税額}}{\text{合併法人の前事業年度の月数}} \times \text{中間期間の月数} +$$

$$\frac{\text{合併法人の中間期間のうちその適格合併の日以後の期間の月数}}{\text{被合併法人の確定事業税額の計算の基礎となった事業年度の月数}} \times \frac{\text{被合併法人の確定事業税額}}{\text{被合併法人の確定事業税額の計算の基礎となった事業年度の月数}}$$

(4) 適格合併（法人を設立するものに限る。）に係る合併法人の _____ その設立後最初の事業年度につき当該法人が予定申告により納付すべき事業税額は、各被合併法人の確定事業税額をその計算の基礎となった当該被合併法人の事業年度の月数で除し、これに中間期間の月数を乗じて計算した金額の合計額とするものであること。（法72の26③）

(5) 6の11(3)及び(4)において、合併法人の確定事業税額とは、合併法人の6月経過日 _____ の前日までに前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額をいい、被合併法人の確定事業税額とは、当該合併法人の当該事業年度開始の日の1年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度に係る事業税額として当該合併法人の6月経過日 _____ の前日までに確定したもので、その計算の基礎となった各事業年度（その月数が6月に満たないものを除く。）のうち最も

$$\frac{\text{合併法人の確定事業税額}}{\text{合併法人の前事業年度の月数}} \times 6 +$$

$$\frac{\text{合併法人の前事業年度開始の日から6月の期間のうちその適格合併の日以後の期間の月数}}{\text{被合併法人の確定事業税額の計算の基礎となった事業年度の月数}} \times \frac{\text{被合併法人の確定事業税額}}{\text{被合併法人の確定事業税額の計算の基礎となった事業年度の月数}}$$

(3) 適格合併（法人を設立するものに限る。）に係る合併法人の事業年度の期間が6月を超える場合におけるその設立後最初の事業年度につき当該法人が予定申告により納付すべき事業税額は、各被合併法人の確定事業税額をその計算の基礎となった当該被合併法人の事業年度の月数で除し、これに6 _____ を乗じて計算した金額の合計額とするものであること。（法72の26③）

(4) 6の11(2)及び(3)において、合併法人の確定事業税額とは、合併法人の当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額をいい、被合併法人の確定事業税額とは、当該合併法人の当該事業年度開始の日の1年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度に係る事業税額として当該合併法人の当該事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となった各事業年度（その月数が6月に満たないものを除く。）のうち最も

新しい事業年度に係る事業税額をいうものであること。

6の12

法人税について前事業年度に係る確定申告書を提出せず、かつ、確定申告に係る決定がなされていない場合等には、法人税について当該事業年度に係る中間申告書の提出を要しないこととなるので、事業税についても中間申告書の提出を要しないこととなるものであること。

6の14 法第72条の25第2項から第5項までの規定（これらの規定を準用する場合を含む。）により、法人

が申告納付期限の延長の承認を受けた場合には、当該延長された期限までに確定申告書が提出されている限り不申告加算金は徴収できないものであるが、同条第3項又は第5項の規定（これらの規定を準用する場合を含む。）により申告納付期限の延長の承認を受けた場合

には、他の法人との均衡等を考慮して、延滞金を徴収するものであること。（法72の25②～⑤・72の45の2）

6の15 清算中の外形対象法人、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人及

新しい事業年度に係る事業税額をいうものであること。

6の12 連結法人以外の法人（外形対象法人及び収入金額課税法人を除く。）にあ

っては、法人税について前事業年度に係る確定申告書を提出せず、かつ、確定申告に係る決定がなされていない場合等には、法人税について当該事業年度に係る中間申告書の提出を要しないこととなるので、事業税についても中間申告書の提出を要しないこととなるものであること。

連結法人（外形対象法人及び収入金額課税法人を除く。）にあつては、法人税について前連結事業年度に係る連結確定申告書を当該連結法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（当該連結法人が連結親法人の場合にあつては、当該連結法人）が提出せず、かつ、連結確定申告に係る決定がなされていない場合等には、予定申告に係る基準額が計算されないこととなるので、事業税について中間申告書の提出を要しないこととなるものであること。

6の14 災害その他やむを得ない理由により決算が確定しないため又は定款、寄附

行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（7において「定款等」という。）の定めにより、若しくは特別の事情があることにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日から2月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められるため又は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができないために当該法人が申告納付期限の延長の承認を受けた場合には、

不申告加算金は徴収できないものであるが、当該事業年度以後の各事業年度終了の日から2月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合又は連結親法人が連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由に係る場合には、他の法人との均衡等を考慮して、延滞金を徴収するものであること。（法72の25②～⑤・72の45の2）

6の15 清算中の外形対象法人及び法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人

び特定ガス供給業を行う法人の申告納付については、次の諸点に留意すること。

(1) 清算中の外形対象法人、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人及び特定ガス供給業を行う法人については、法第72条の2第1項ただし書の規定により資本金等の額はなしとみなされることから、資本割を申告納付することは要しないものであること。(法72の21①ただし書・72の29①)

ただし、通算子法人が事業年度の中途において解散した場合(破産手続開始の決定を受けた場合を除く。)については、当該解散の日において事業年度が区切れないことから、事業年度開始の日から解散の日までの期間については、資本割を課すものであること。

(2) 略

6の17 法人が申告納付する場合における申告期限については、次の事項に留意すること。

(1) 各事業年度の申告については、事業年度終了の日の翌日又は6月経過日から起算すること。

(2)及び(3) 略

6の18 主たる事務所等の判定に当たっては、原則として法人税の納税地と一致させるようにすること。

なお、法人税の納税地と法人事業税の主たる事務所等と異なる場合において、法人税の納税地が実質上の主たる事務所等に該当するものと認められたときは、関係道府県間で協議のうえ主たる事務所等の変更を行うこと。

6の21 2以上の道府県において事務所等を設けて事業を行う法人が法第72条の48第2項ただし書の規定に基づいて申告納付する場合において適用すべき税率は、その法人の6月経過日の前日現在における税率によるもの

の申告納付については、次の諸点に留意すること。

(1) 清算中の外形対象法人及び法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人については、法第72条の2第1項の規定により資本金等の額はなしとみなされることから、資本割を申告納付することは要しないものであること。(法72の21①ただし書・72の29①)

ただし、連結子法人が事業年度の中途において解散した場合(破産手続開始の決定を受けた場合を除く。)については、当該解散の日において事業年度が区切れないことから、連結事業年度開始の日から解散の日までの期間については、資本割を課すものであること。

(2) 略

6の17 法人が申告納付する場合における申告期限については、次の事項に留意すること。

(1) 各事業年度の申告については、事業年度終了の日の翌日又は事業年度開始の日から6月を経過した日から起算すること。

(2)及び(3) 略

6の18 主たる事務所等の判定に当たっては、原則として法人税の納税地又は法人税に係る連結子法人の本店若しくは主たる事務所等の所在地と一致させるようにすること。

なお、法人税の納税地又は法人税に係る連結子法人の本店若しくは主たる事務所等の所在地と法人事業税の主たる事務所等と異なる場合において、法人税の納税地又は法人税に係る連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地が実質上の主たる事務所等に該当するものと認められたときは、関係道府県間で協議のうえ主たる事務所等の変更を行うこと。

6の21 2以上の道府県において事務所等を設けて事業を行う法人が法第72条の48第2項ただし書の規定に基づいて申告納付する場合において適用すべき税率は、その法人の事業年度開始の日から6月の期間の末日現在における税率によるもの

であること。（法72の24の8）

6の24 法第72条の32第1項に規定する申告書又は同項に規定する修正申告書（収入割のみを申告納付すべきものを除く。）を提出した法人が課税標準の計算の基礎となった法人税の課税標準について国の税務官署の更正又は決定を受けた場合

_____には、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においても、国の税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から2月以内に限り、法第20条の9の3第1項の規定による更正の請求をすることができるものであること。この場合においては、同条第3項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、国の税務官署が当該更正の通知をした日を記載しなければならないものであること。（法72の33②）

6の25 道府県知事は、法人事業税の決定を行う場合、外形対象法人に対しては、付加価値割、資本割及び所得割の決定を、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人及び特定ガス供給業を行う法人に対しては、収入割、付加価値割及び資本割の決定を、同号ロに掲げる法人に対しては、収入割及び所得割の決定を併せて行う必要があること。

なお、法人事業税の更正を行う場合、外形対象法人に対しては、付加価値割、資本割及び所得割の更正を、同号イに掲げる法人及び特定ガス供給業を行う法人に対しては、収入割、付加価値割及び資本割の更正を、同号ロに掲げる法人に対しては、収入割及び所得割の更正を併せて行うことを要しないものであること。（法72の41の3）

6の26 法第72条の46第1項ただし書及び第3項（法第72条の47第4項の

であること。（法72の24の8）

6の24 法第72条の32第1項に規定する申告書又は同項に規定する修正申告書（収入割のみを申告納付すべきものを除く。）を提出した法人が課税標準の計算の基礎となった法人税の課税標準について国の税務官署の更正又は決定を受けた場合

（当該法人が、当該申告に係る計算の基礎となった事業年度において連結申告法人（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される連結事業年度の連結法人をいう。以下この章において同じ。）（連結子法人に限る。）である場合には、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について国の税務官署の更正又は決定を受けた場合）には、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においても、国の税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から2月以内に限り、法第20条の9の3第1項の規定による更正の請求をすることができるものであること。この場合においては、同条第3項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、国の税務官署が当該更正の通知をした日を記載しなければならないものであること。（法72の33②）

6の25 道府県知事は、法人事業税の決定を行う場合、外形対象法人に対しては、付加価値割、資本割及び所得割の決定を、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人_____に対しては、収入割、付加価値割及び資本割の決定を、同号ロに掲げる法人に対しては、収入割及び所得割の決定を併せて行う必要があること。

なお、法人事業税の更正を行う場合、外形対象法人に対しては、付加価値割、資本割及び所得割の更正を、同号イに掲げる法人_____に対しては、収入割、付加価値割及び資本割の更正を、同号ロに掲げる法人に対しては、収入割及び所得割の更正を併せて行うことを要しないものであること。（法72の41の3）

6の26 法第72条の46第1項ただし書及び第3項（法第72条の47第4項の

場合を含む。)の更正又は決定があるべきことを予知してなされたものであるかどうかについては、外形対象法人、収入金額課税法人、収入金額等課税法人、特定ガス供給業を行う法人及び通算法人(通算子法人にあっては、当該通算子法人の事業年度が通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。6の27及び6の27の2において同じ。)以外の法人に関しては、原則として法人税において更正又は決定があるべきことを予知してなされたものとされたかどうかによって判定すべきものであること。

6の27 外形対象法人、収入金額課税法人、収入金額等課税法人、特定ガス供給業を行う法人及び通算法人以外の法人から法第72条の47の規定によって重加算金を徴収する場合において、課税標準の基礎となるべき事実について仮装隠ぺいが行われたかどうかについては、原則として法人税において仮装隠ぺいの事実があるものとされたかどうかによって判定すべきものであること。

6の27の2 外形対象法人、収入金額等課税法人、特定ガス供給業を行う法人及び通算法人から法第72条の47の規定によって重加算金を徴収する場合においても、課税標準(所得及び付加価値額(単年度損益に限る。))の基礎となるべき事実について仮装隠ぺいが行われたかどうかについては、おおむね、法人税において仮装隠ぺいの事実があるものとされたかどうかによって判定するものであること。

第7 徴収猶予

7 法第72条の38の2に規定する法人の事業税の徴収猶予の取扱いに当たっては、次の諸点に留意すること。

(1)～(3) 略

(4) 徴収の猶予を受けようとする事業税の申告書をその提出期限までに提出したときに限り、徴収の猶予が受けられるのであるが、この場合の提出期限は、定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるものの定めにより、若しくは特別の事情があることにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日から2月以内

場合を含む。)の更正又は決定があるべきことを予知してなされたものであるかどうかについては、外形対象法人、収入金額課税法人及び連結申告法人

以外の法人に関しては、原則として法人税において更正又は決定があるべきことを予知してなされたものとされたかどうかによって判定すべきものであること。

6の27 外形対象法人、収入金額課税法人及び連結申告法人以外の法人から法第72条の47の規定によって重加算金を徴収する場合において、課税標準の基礎となるべき事実について仮装隠ぺいが行われたかどうかについては、原則として法人税において仮装隠ぺいの事実があるものとされたかどうかによって判定すべきものであること。

6の27の2 外形対象法人、収入金額課税法人(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業を行う法人を除く。)及び連結申告法人から法第72条の47の規定によって重加算金を徴収する場合においても、課税標準(所得及び付加価値額(単年度損益に限る。))の基礎となるべき事実について仮装隠ぺいが行われたかどうかについては、おおむね、法人税において仮装隠ぺいの事実があるものとされたかどうかによって判定するものであること。

第7 徴収猶予

7 法第72条の38の2に規定する法人の事業税の徴収猶予の取扱いに当たっては、次の諸点に留意すること。

(1)～(3) 略

(4) 徴収の猶予を受けようとする事業税の申告書をその提出期限までに提出したときに限り、徴収の猶予が受けられるのであるが、この場合の提出期限は、定款等の定めにより、若しくは特別の事情があることにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日から2月以内

おむね、法人税の計算及び減免又は不徴収の取扱いに準じて行うものであること。

第10 法人の事業税の市町村に対する交付

10 法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。以下この項において同じ。）の交付額の算定及びその市町村に対する交付に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 道府県は、当該道府県内の市町村に対し、当該道府県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額に100分の7.7を乗じて得た額を、各市町村の従業者数（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果によるものをいう。）で按分して得た額を交付すること。都は、都内の市町村（特別区を除く。以下この項において同じ。）に対し、都に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額に100分の7.7を乗じて得た額を、各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額を交付すること。ただし、都道府県が、標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、当該都道府県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額から標準税率を超えて課する部分に相当する部分を控除して算定すること。（法72の76、734④、令35の4の5、35の4の6、35の4の7、57の2の7、57の2の8）

(2) 令第35条の4の6及び第57条の2の6で規定する基準事業税額及び標準税率相当額を算出する場合において、法第72条の26の規定による申告書（同条第5項に規定する提出があったものとみなされる申告書も含む。）に記載された事業税額は算定対象に加えないこと及び法第72条の33第1項の規定による提出期限後の法第72条の25、第72条の28及び第72条の29の規定による申告書に記載された事業税額は算定対象に加えることに留意すること。（令35の4の6、57の2の7）

(3) 略

おむね、法人税の計算及び減免又は不徴収の取扱いに準じて行うものであること。

第10 法人の事業税の市町村に対する交付

10 法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。以下この項において同じ。）の交付額の算定及びその市町村に対する交付に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 道府県は、当該道府県内の市町村に対し、当該道府県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額に100分の7.7を乗じて得た額を、各市町村の従業者数（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果によるものをいう。）で按分して得た額を交付すること。都は、都内の市町村（特別区を除く。以下この項において同じ。）に対し、都に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額に100分の7.7を乗じて得た額を、各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額を交付すること。ただし、都道府県が、標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、当該都道府県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額から標準税率を超えて課する部分に相当する部分を控除して算定すること。（法72の76、734④、令35の4の5、35の4の6、35の4の7、57の2の6、57の2の7）

(2) 令第35条の4の6及び第57条の2の6で規定する基準事業税額及び標準税率相当額を算出する場合において、法第72条の26の規定による申告書（同条第5項に規定する提出があったものとみなされる申告書も含む。）に記載された事業税額は算定対象に加えないこと及び法第72条の33第1項の規定による提出期限後の法第72条の25、第72条の28及び第72条の29の規定による申告書に記載された事業税額は算定対象に加えることに留意すること。（令35の4の6、57の2の6）

(3) 略

(4) 法人事業税交付金は、毎年度8月、12月、3月に交付することとする。(それぞれの交付時期における交付すべき額の算定期間は、前年度3月から当該年度7月、当該年度の8月から11月、当該年度の12月から2月とすること。)

(令35の4の7、57の2の8)

(5)及び(6) 略

第4章 地方消費税

第5 徴収取扱費

9 地方消費税に係る徴収取扱費の支払については、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

第5章 不動産取得税

第2 課税標準

9 新築住宅又は法第73条の14第3項に規定する耐震基準適合既存住宅(23において「耐震基準適合既存住宅」という。)に係る課税標準の特例措置は、これらの住宅の取得者が当該道府県の条例で定めるところにより申告をした場合に限り適用されるものであるが、これは課税上の事務処理の円滑化を図る等の趣旨によるものであること。(法73の14④)

なお、申告がなかった場合においても、法第73条の20の2の規定に基づく登記所からの通知や法第73条の22の規定に基づく市町村長からの通知等により、

(4) 法人事業税交付金は、毎年度8月、12月、3月に交付することとする。(それぞれの交付時期における交付すべき額の算定期間は、前年度3月から当該年度7月、当該年度の8月から11月、当該年度の12月から2月とすること。)

(令35の4の7、57の2の7)

(5)及び(6) 略

第4章 地方消費税

第5 徴収取扱費

9 地方消費税に係る徴収取扱費の支払については、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) なお、令和2年12月から令和3年2月までの徴収取扱費算定期間においては、「22分の10」とあるのを「21分の10」として9(1)及び(2)の算定方法を適用し、令和3年3月から5月までの徴収取扱費算定期間においては、3月分については「22分の10」とあるのを「21分の10」として9(1)及び(2)の算定方法を適用し、4月から5月分については「22分の10」のまま9(1)及び(2)の算定方法を適用し、それぞれの算定方法により算定した額の合算額を徴収取扱費とすることに留意すること。(地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第109号)附則5)

第5章 不動産取得税

第2 課税標準

9 新築住宅又は法第73条の14第3項に規定する耐震基準適合既存住宅(23において「耐震基準適合既存住宅」という。)に係る課税標準の特例措置は、これらの住宅の取得者が当該道府県の条例で定めるところにより申告をした場合に限り適用されるものであるが、これは課税上の事務処理の円滑化を図る等の趣旨によるものであること。(法73の14④)

これらの特例措置の要件に該当することが確認できるときは、特例措置を適用することができるものであること。（法73の14⑤）

10 公営住宅及びこれに準ずる住宅とは、公営住宅法（昭和26年法律第193号）にいう公営住宅及び地方団体が国の補助を受けずに建設し、その住民に賃貸する住宅若しくはいわゆる引揚者住宅又は戦災者住宅をいうものであること。（法73の14⑥）

11 法第73条の14第7項から第9項まで又は第11項の規定が適用される家屋が一定の要件を満たす住宅であるときは、別に同条第1項又は第3項に基づく控除を受けることができるものであること。

この場合における課税標準の算定方法は、当該家屋の価格から同条第7項から第9項まで又は第11項の規定に基づく控除額を控除し、次に同条第1項又は第3項の規定に基づく控除をすることとし、当該家屋（同条第7項から第9項まで又は第11項に規定する被収用不動産等、従前の宅地等又は従前の不動産に代わるものに限る。）のうちに住宅部分とそれ以外の部分とがある場合においては、前者の控除をした後の額を住宅部分とそれ以外の部分の価格によりあん分したうえ、住宅部分に相当する額から同条第1項又は第3項の規定に基づく控除額を控除すること。

12 土地収用法（昭和26年法律第219号）等の規定により土地若しくは家屋を収用することができる公共事業の用に供するため不動産を収用され補償金を受けた者、公共事業の用に供するため不動産を譲渡した者若しくは公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に、これらの者が公共事業を行う者に代わって取得する不動産で、その者によりその譲渡を受けてこれを当該公共事業の用に供する旨の証明がされたものを譲渡した者若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金に係る契約をした日から2年以

10 公営住宅及びこれに準ずる住宅とは、公営住宅法（昭和26年法律第193号）にいう公営住宅及び地方団体が国の補助を受けずに建設し、その住民に賃貸する住宅若しくはいわゆる引揚者住宅又は戦災者住宅をいうものであること。（法73の14⑤）

11 法第73条の14第6項から第8項まで又は第10項の規定が適用される家屋が一定の要件を満たす住宅であるときは、別に同条第1項又は第3項に基づく控除を受けることができるものであること。

この場合における課税標準の算定方法は、当該家屋の価格から同条第6項から第8項まで又は第10項の規定に基づく控除額を控除し、次に同条第1項又は第3項の規定に基づく控除をすることとし、当該家屋（同条第6項から第8項まで又は第10項に規定する被収用不動産等、従前の宅地等又は従前の不動産に代わるものに限る。）のうちに住宅部分とそれ以外の部分とがある場合においては、前者の控除をした後の額を住宅部分とそれ以外の部分の価格によりあん分したうえ、住宅部分に相当する額から同条第1項又は第3項の規定に基づく控除額を控除すること。

12 土地収用法（昭和26年法律第219号）等の規定により土地若しくは家屋を収用することができる公共事業の用に供するため不動産を収用され補償金を受けた者、公共事業の用に供するため不動産を譲渡した者若しくは公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に、これらの者が公共事業を行う者に代わって取得する不動産で、その者によりその譲渡を受けてこれを当該公共事業の用に供する旨の証明がされたものを譲渡した者若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金に係る契約をした日から2年以

内に、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産に代わるものと道府県知事が認める不動産を取得した場合には、当該不動産の価格から被収用不動産等の価格を控除するものとされているが、「代わるもの」であるかどうかの認定に当たっては、必ずしも土地には土地、家屋には家屋というように物理的な代替性のみにとらわれることなく、被収用者の生業等の実態に即して判断すべきものであること。

なお、「公共事業」とは、土地収用法第3条各号に掲げる事業又は他の法律の規定によって土地若しくは家屋を収用することができる事業をいい、必ずしも土地収用法又は他の法律の規定において収用することができる事業として認定を受けた事業であることを要しないものであること。また、「公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者」及び「当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者」とは、収用され又は譲渡した土地の上に建築されていた家屋の所有者であって、当該家屋の立退きを余儀なくされたことによって当該家屋に係る移転の補償金を受けた者であり、したがって、当該家屋の借家人等についてはこの特例規定は適用されないものであることに留意すること。（法73の14⑦、令38）

13 令第39条の2第1項の「施設建築物の構造、配置設計、用途構成、環境又は利用状況等につき、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第71条第1項の申出をした者の従前の生活又は事業を継続することを困難又は不相当とする事情があること」とは、具体的には例えば次に掲げるような事情がある場合をいうものであること。

(1)～(3) 略

(4) 施行地区内において住居を有し若しくは事業を営む申出人又はその者と住居及び生計を一にしている者が老齢又は身体上の障害のため施設建築物において生活し又は事業を営むことが困難となること。

なお、申出人に上記の事情があるかどうかの認定は、市街地再開発事業の施行

内に、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産に代わるものと道府県知事が認める不動産を取得した場合には、当該不動産の価格から被収用不動産等の価格を控除するものとされているが、「代わるもの」であるかどうかの認定に当たっては、必ずしも土地には土地、家屋には家屋というように物理的な代替性のみにとらわれることなく、被収用者の生業等の実態に即して判断すべきものであること。

なお、「公共事業」とは、土地収用法第3条各号に掲げる事業又は他の法律の規定によって土地若しくは家屋を収用することができる事業をいい、必ずしも土地収用法又は他の法律の規定において収用することができる事業として認定を受けた事業であることを要しないものであること。また、「公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者」及び「当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者」とは、収用され又は譲渡した土地の上に建築されていた家屋の所有者であって、当該家屋の立退きを余儀なくされたことによって当該家屋に係る移転の補償金を受けた者であり、したがって、当該家屋の借家人等についてはこの特例規定は適用されないものであることに留意すること。（法73の14⑥、令38）

13 令第39条の2第1項の「施設建築物の構造、配置設計、用途構成、環境又は利用状況等につき、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第71条第1項の申出をした者の従前の生活又は事業を継続することを困難又は不相当とする事情があること」とは、具体的には例えば次に掲げるような事情がある場合をいうものであること。

(1)～(3) 略

(4) 施行地区内において住居を有し若しくは事業を営む申出人又はその者と住居及び生計を一にしている者が老齢又は身体上の障害のため施設建築物において生活し又は事業を営むことが困難となること。

なお、申出人に上記の事情があるかどうかの認定は、市街地再開発事業の施行

者が行うものとされているので、申出人が法第73条の18の申告等をする際に、施行者のその旨を証する書類を添付させるものであること。(法73の14⑨)

第3 賦課徴収

22 新築の特例適用住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額措置の運用については、次の諸点に留意すべきものであること。(法73の24、法附則10の3②、令附則6の17②)

(1)～(3) 略

(4) 土地を取得した日から2年以内(土地の取得が平成16年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、3年(土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令で定める場合においては、4年)以内)に特例適用住宅が新築されたかどうか又は土地を取得した日前1年の期間内に特例適用住宅が新築されていたかどうかの認定については、その実態に応じて判断すること。

(5)～(7) 略

23 新築の特例適用住宅、耐震基準適合既存住宅又は法第73条の24第3項に規定する耐震基準不適合既存住宅(24において「耐震基準不適合既存住宅」という。)の用に供する土地に係る不動産取得税の減額措置は、当該土地の取得者が当該道府県の条例で定めるところにより申告をした場合に限り適用されるものであるが、この申告制度の趣旨については、9と同様であること。

なお、申告がなかった場合においても、法第73条の20の2の規定に基づく登記所からの通知や法第73条の22の規定に基づく市町村長からの通知等により、これらの特例措置の要件に該当することが確認できるときは、特例措置を適用することができるものであること。(法73の24⑥)

第6章 道府県たばこ税

第2 課税客体等

者が行うものとされているので、申出人が法第73条の18の申告等をする際に、施行者のその旨を証する書類を添付させるものであること。(法73の14⑧)

第3 賦課徴収

22 新築の特例適用住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額措置の運用については、次の諸点に留意すべきものであること。(法73の24、法附則10の2②、令附則6の17②)

(1)～(3) 略

(4) 土地を取得した日から2年以内(土地の取得が平成16年4月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、3年(土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令で定める場合においては、4年)以内)に特例適用住宅が新築されたかどうか又は土地を取得した日前1年の期間内に特例適用住宅が新築されていたかどうかの認定については、その実態に応じて判断すること。

(5)～(7) 略

23 新築の特例適用住宅、耐震基準適合既存住宅又は法第73条の24第3項に規定する耐震基準不適合既存住宅(24において「耐震基準不適合既存住宅」という。)の用に供する土地に係る不動産取得税の減額措置は、当該土地の取得者が当該道府県の条例で定めるところにより申告をした場合に限り適用されるものであるが、この申告制度の趣旨については、9と同様であること。

第6章 道府県たばこ税

第2 課税客体等

3 製造たばこ

製造たばことは、次に掲げるものをいうものであること。

(1)及び(2) 略

(3) かぎ用の製造たばこ 乾燥した葉たばこを粉にして、かぎ用として製造された製造たばこをいう。

なお、製造たばこには製造たばこ代用品も含まれるものであるが、この場合における製造たばこ代用品とは、たばこ事業法第2条第3号に規定する製造たばこ以外のものであって、喫煙用に供されるもの（大麻取締法（昭和23年法律第124号）第1条に規定する大麻、麻葉及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻葉、あへん法（昭和29年法律第71号）第3条第2号に規定するあへん並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品及び同条第2項に規定する医薬部外品を除く。）をいい、かみ用及びかぎ用のものは含まれないものであることに留意すること。

第3 課税標準

9の2 葉巻たばこの本数への換算方法

葉巻たばこを紙巻たばこの本数に換算する方法は次によること。（法74の4②

・④、令39の9の2①・③）

(1) 略

(2) 軽量な葉巻たばこの本数換算

ア 略

イ アにより計算した品目ごとの本数を合計し、その1本を紙巻たばこの1本（令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間における売渡し等に係るものについては、紙巻たばこの0.7本）に換算して計算すること。

この場合、計算した本数に1本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

3 製造たばこ

製造たばことは、次に掲げるものをいうものであること。

(1)及び(2) 略

(3) かぎ用の製造たばこ 乾燥した葉たばこを粉にして、かぎ用として製造された製造たばこをいう。

なお、製造たばこには製造たばこ代用品も含まれるものであるが、この場合における製造たばこ代用品とは、たばこ事業法第2条第3号に規定する製造たばこ以外のものであって、喫煙用に供されるもの（大麻取締法（昭和23年法律第124号）第1条に規定する大麻、麻葉及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻葉、あへん法（昭和29年法律第71号）第3条第2号に規定するあへん並びに薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品及び同条第2項に規定する医薬部外品を除く。）をいい、かみ用及びかぎ用のものは含まれないものであることに留意すること。

第3 課税標準

9の2 葉巻たばこの本数への換算方法

葉巻たばこを紙巻たばこの本数に換算する方法は次によること。（法74の4②

・④、令39の9の2①・③）

(1) 略

(2) 軽量な葉巻たばこの本数換算

ア 略

イ アにより計算した品目ごとの本数を合計し、その1本を紙巻たばこの1本（令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間における売渡し等に係るものについては、紙巻たばこの0.7本）に換算して計算すること。

この場合、計算した本数に本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

(3)～(5) 略

10 加熱式たばこの本数への換算方法等

(1) 加熱式たばこを紙巻たばこの本数に換算する方法は次によること。(法74の4③、令39の9の2②・③・⑤～⑦)

ア 重量換算

(ア)及び(イ) 略

(ウ) (イ)により計算した品目ごとの総重量を合計した加熱式たばこの総重量を、法第74条の4第3項第1号に規定する換算割合で換算すること。

この場合、計算した本数に1本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

イ 小売定価等換算

(ア) 加熱式たばこの品目ごとの個装等ごとの法第74条の4第3項第2号イ又はロに定める金額に、売渡し等に係る当該個装等の数量を乗じて、品目ごとの総金額を計算すること。

この場合、同号イ又はロに定める当該個装等ごとの金額に1銭未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

(イ) (ア)により計算した品目ごとの総金額を合計した加熱式たばこの総金額を、法第74条の4第3項第2号に規定する換算割合で換算すること。

この場合、計算した本数に1本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

ウ 略

(2) 次に掲げる期間における売渡し等に係る加熱式たばこの課税標準は、地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)第6条の規定による改正前の法(以下この項において「旧法」という。)第74条の4第3項第1号の規定により換算した紙巻たばこの本数(以下この項において「旧重量換算本数」という。)、旧法第74条の4第3項第2号の規定により換算した紙巻たばこの本数

(3)～(5) 略

10 加熱式たばこの本数への換算方法等

(1) 加熱式たばこを紙巻たばこの本数に換算する方法は次によること。(法74の4③、令39の9②・③・⑤～⑧)

ア 重量換算

(ア)及び(イ) 略

(ウ) (イ)により計算した品目ごとの総重量を合計した加熱式たばこの総重量を、法第74条の4第3項第2号に規定する換算割合で換算すること。

この場合、計算した本数に本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

イ 小売定価等換算

(ア) 加熱式たばこの品目ごとの個装等ごとの法第74条の4第3項第3号イ又はロに定める金額に、売渡し等に係る当該個装等の数量を乗じて、品目ごとの総金額を計算すること。

この場合、同号イ又はロに定める当該個装等ごとの金額に1銭未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

(イ) (ア)により計算した品目ごとの総金額を合計した加熱式たばこの総金額を、法第74条の4第3項第3号に規定する換算割合で換算すること。

この場合、計算した本数に本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

ウ 略

(2) 次に掲げる期間における売渡し等に係る加熱式たばこの課税標準は、法第74条の4第3項第1号
_____の規定により換算した紙巻たばこの本数(以下この項において「旧重量換算本数」という。)、同項第2号
_____の規定により換算した紙巻たばこの本数

(以下この項において「新重量換算本数」という。)及び旧法第74条の4第3項第3号の規定により換算した紙巻たばこの本数(以下この項において「小売定価等換算本数」という。)のそれぞれに、次に掲げる期間に応じそれぞれ次に掲げる一定の率を乗じて計算した本数の合計数となることに留意すること。

この場合、当該一定の率を乗じて計算した本数に1本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。

なお、旧重量換算本数は、9により算出し、新重量換算本数及び小売定価等換算本数は、この項により算出することに留意すること。

ア～エ 略

第7章 ゴルフ場利用税

第1 課税客体及び非課税の範囲等

2 ゴルフ場利用税の非課税の範囲及び取扱いについては、次の諸点に留意すること。

(1)～(3) 略

(4) 法第75条の3第1号に規定する「国民スポーツ大会」には、開催地道府県における本大会のみならず、各道府県において開催される予選会(公式練習を含む。)が含まれるものとして取り扱うものであること。

(5) 道府県知事又は道府県の教育委員会が発行する証明書には、国民スポーツ大会のゴルフ競技(公式練習を含む。)に参加する選手の氏名、住所、当該選手が利用するゴルフ場の名称、所在地、競技日程その他この規定の適用に当たって必要となる事項を記載すべきものであること。

(6)～(12) 略

(以下この項において「新重量換算本数」という。)及び同項第3号_____の規定により換算した紙巻たばこの本数(以下この項において「小売定価等換算本数」という。)のそれぞれに、次に掲げる期間に応じそれぞれ次に掲げる一定の率を乗じて計算した本数の合計数となることに留意すること。

この場合、当該一定の率を乗じて計算した本数に本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。

なお、旧重量換算本数は、9により算出し、新重量換算本数及び小売定価等換算本数は、この項により算出することに留意すること。

ア～エ 略

第7章 ゴルフ場利用税

第1 課税客体及び非課税の範囲等

2 ゴルフ場利用税の非課税の範囲及び取扱いについては、次の諸点に留意すること。

(1)～(3) 略

(4) 法第75条の3第1号に規定する「国民体育_____大会」には、開催地道府県における本大会のみならず、各道府県において開催される予選会(公式練習を含む。)が含まれるものとして取り扱うものであること。

(5) 道府県知事又は道府県の教育委員会が発行する証明書には、国民体育_____大会のゴルフ競技(公式練習を含む。)に参加する選手の氏名、住所、当該選手が利用するゴルフ場の名称、所在地、競技日程その他この規定の適用に当たって必要となる事項を記載すべきものであること。

(6)～(12) 略